

(仮称)

大磯町こども計画

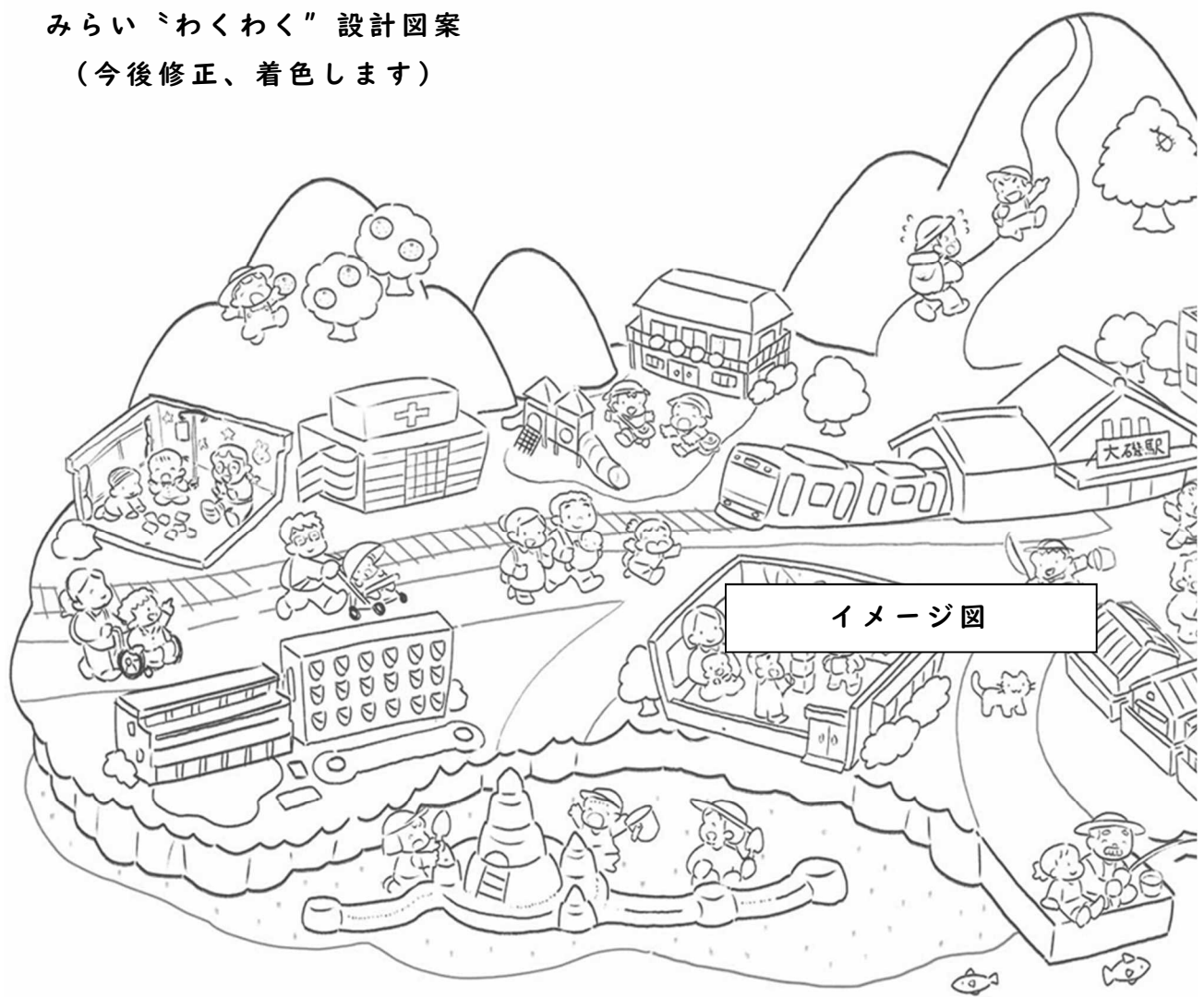
(令和7年度～令和11年度)

素 案

(こどもたちから表紙等のデザイン募集中)
(令和6年11月8日～令和6年12月13日)

大磯町

みらい「わくわく」設計図案
(今後修正、着色します)



第1章 計画の策定 . . . 3

- 1 策定の趣旨
- 2 計画の期間
- 3 計画の対象
- 4 計画の位置づけと「こどもまんなか」

第2章 みんなの“声” . . . 7

- 1 みんなの“声”を聴く
- 2 みんなの“声”の反映

第3章 基本目標 . . . 15

- 1 5つの基本目標
- 2 施策の体系
- 3 重点事業

【こども・子育て応援アクションプログラム】

第4章 ライフステージに応じた施策の推進

. . . 19

- 1 ライフステージに共通した施策
- 2 ライフステージ別の施策
 - 青年期／ポスト青年期 妊娠・出産期
 - 乳幼児期 学童期 思春期



【大磯町×(株)フレーベル館】

(策定にあたって)

第5章 量の見込みと確保方策・・・33

1 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

2 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

3 乳幼児期の教育・保育

4 地域子ども・子育て支援事業

5 放課後児童対策パッケージ

6 任意記載事項

第6章 計画の推進に向けて・・・53

1 計画の進行管理

2 積極的な情報発信と多様な情報提供体制

3 本計画における指標値の取扱い

4 大磯町子ども・子育て会議規則

5 大磯町子ども・子育て会議委員名簿

6 諮問／答申

7 計画策定の経過

資料編

・・・63

第1章 計画の策定

1 策定の趣旨

本町では、「子どもたちの、未来をひらくまち、おいそ」を基本理念として、令和2年に策定した「第2期大磯町子ども笑顔かがやきプラン」に基づき子育て支援に取り組んできました。

令和5年4月には、こども基本法が施行され、すべてのこどもは、生まれながらにして、その人格と尊厳を尊重されるとともに、幸福追求の権利を持つ主体であり、すべてのこども・若者が心身ともに健やかに成長し、その能力を最大限に発揮できるよう社会全体で支援していくことが求められています。

こどもの最善の利益を最優先に考え、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利が保障され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）の向上をめざすことは、持続可能な社会の実現には不可欠です。

そこで、令和6年度に「第2期大磯町子ども笑顔かがやきプラン」が最終年度を迎えることから、令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」及び神奈川県の子ども計画となる「かながわ子ども・若者みらい計画」を勘案し、本町において「こどもまんなか社会」を実現するため、こども基本法第10条第2項に基づく市町村こども計画として、「大磯町こども計画（以下。本計画）」を策定します。

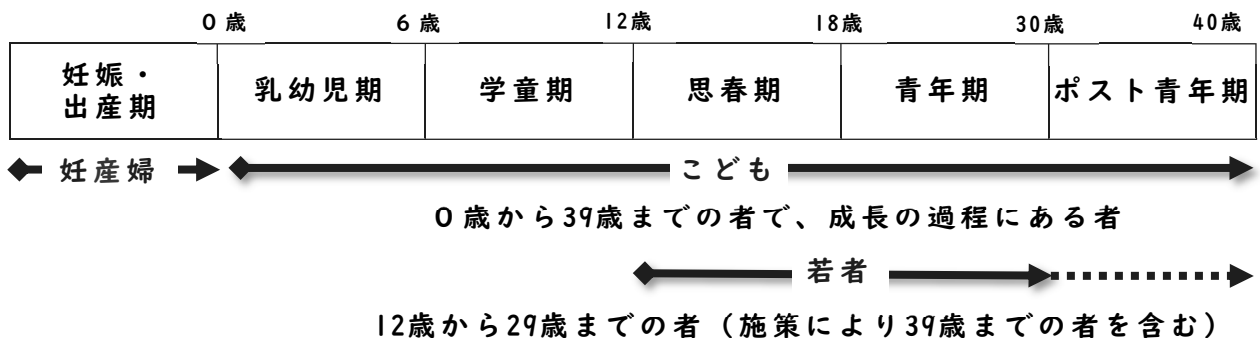
2 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
大磯町こども計画（5年間）				
実施計画（3年間）				
	実施計画（3年間）			
		実施計画（3年間）		
			実施計画（2年間）	
				実施計画

3 計画の対象

本計画は、ライフステージに応じた切れ目ない支援を行う観点から、妊娠・出産期からポスト青年期を対象に、個々の施策を展開します。



4 計画の位置づけと「こどもまんなか」

大磯町第五次総合計画 ～紺碧の海に緑の映える住みよい大磯～

整合・連携

大磯町 こども計画

＜こども基本法
第10条＞

● 子ども・子育て支援事業計画

＜子ども・子育て支援法 第61条＞

● 次世代育成支援地域行動計画

＜次世代育成支援対策推進法 第8条＞

● 子どもの貧困対策計画

＜こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
第9条＞

● 子ども・若者計画

＜子ども・若者育成支援推進法 第9条＞

● 母子保健を含む成育医療等に関する計画

＜成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し
必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の
総合的な推進 第5条＞

整合・連携

－関連計画－

- ・地域福祉計画 ・障がい者福祉計画 ・けんこうプラン大磯 ・教育大綱
- ・男女共同参画推進プラン ・自殺対策計画 ・いじめ防止基本方針
- ・生涯学習推進計画 他

こどもの権利

子どもの権利条約は、世界中のこどもたちが持つべき権利について定めた世界の合意です。特に次の4項目は、あらゆるこどもの権利の実現を考える時に合わせて考えることが大切な「原則」であり、「こども基本法」にも取り入れられています。

本計画においてもこの4原則に沿って「子育て施策」に取り組めます。



出典：公益社団法人 日本ユニセフ協会「子どもの権利条約第1条～40条抄訳一覧」

こどもまんなか

本町は、こども家庭庁が提唱する「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、こどもまんなか社会の実現をめざして、令和5年10月30日付で「こどもまんなか応援サポーター」に就任しました。

こども
も
ま
ん
な
か
わ
く
わ
く
お
お
い
そ
こ
ど
も
た
ち
の
未
来
を
ひ
ら
く
ま
ち



こどもまんなか応援サポーター

就任時の「合言葉」

「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、自らもアクションに取り組んでいただける個人、団体・企業、自治体等を「こどもまんなか応援サポーター」と呼んでいます。

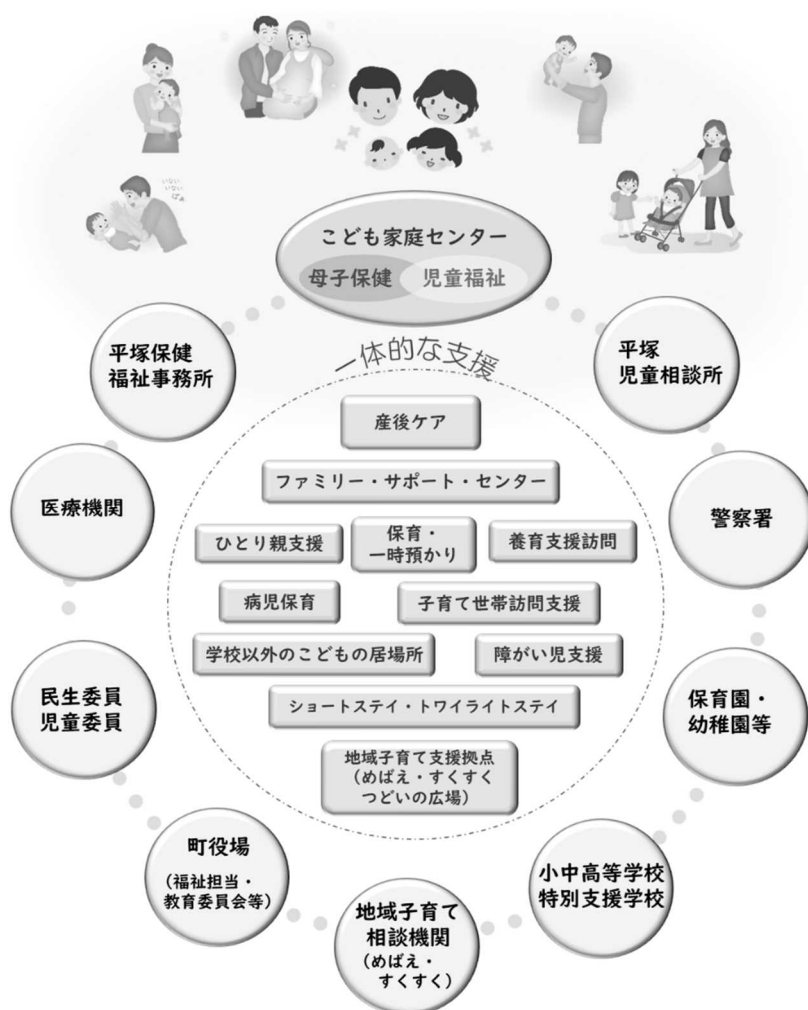
【アクションプラン】

1. こども医療費助成を18歳まで拡充 (R5.4.1～)
2. 小学校給食費の無償化 (R5.4.1～)
3. こどもの公園リニューアル整備 (R5～)
4. こども・子育てに関する情報の積極的発信
5. 母子保健と児童虐待防止等が一体化した「こども家庭センター」の設置に向けた連携体制の強化
6. こどもたちからの意見聴取の機会創出

大磯町こども家庭センター

本町では、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う窓口として、令和6年4月に「こども家庭センター」を設置しました。

こども家庭センターでは、母子保健と児童福祉の相談を一体的に行い、妊娠・出産・育児・虐待防止など、こどもに関わる様々な課題に対し、「切れ目のない支援」を行っています。



大磯町こども計画表紙等デザイン募集

本計画がより多くの方々に親しみをもっていただけるよう、計画の表紙等のデザインをこどもたちから募集しました。

【テーマ】

『こどもたちの 未来をひらくまち、こどもまんなか わくわく おおいそ』

※応募作品は、大磯町こども計画及びこども版の表紙として活用させていただくほか、本計画内で紹介しています。（応募数〇作品）

第2章 みんなの“声”

本計画は、こどもや若者、子育て当時者の状況やニーズを的確にとらえ、実効性のあるものにするため、幅広い声を聴き、基本計画に反映させています。

自分の意見が尊重され、自らによって社会に影響を与え、変化をもたらす機会は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながります。

1 みんなの“声”を聴く

令和5年度の「大磯町子ども・子育てニーズ調査」をはじめ、令和6年度には、こどもたちや若者、保護者、関連団体などへ「あったら、楽しいと思うこと」や「現在、困っていること」、「町のイメージや町に望むこと」など、様々な機会を捉え“声”を聴く取組みを行いました。

□令和5年度「大磯町子ども・子育てニーズ調査」

前回（平成30年）実施の調査項目を引継ぎつつ、子育て支援施策等における量の確保と見込を把握するための設問やこどもの貧困対策に係る設問のほか、こどもや若者の現状と課題を把握し、効果的な支援策を検討する調査項目を追加、紙のアンケートに加えてWEBを活用したアンケートを実施しました。

合計 配布数：7,317件 回収数：1,878件 回収率：25.66%

調査対象者	配布数	回収数	回収率
就学前児童の保護者（全件）	1,251件	503件	40.20%
小学生の保護者（全件）	1,513件	602件	39.79%
中学生～大学生相当（抽出）	437件	121件	27.69%
計	3,201件	1,226件	38.30%

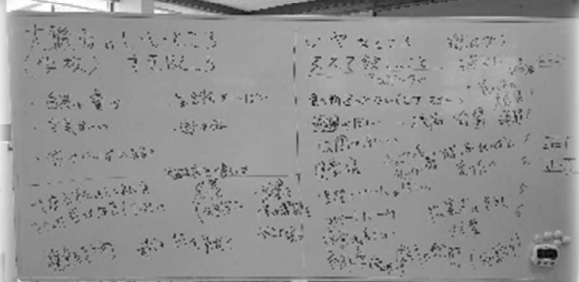
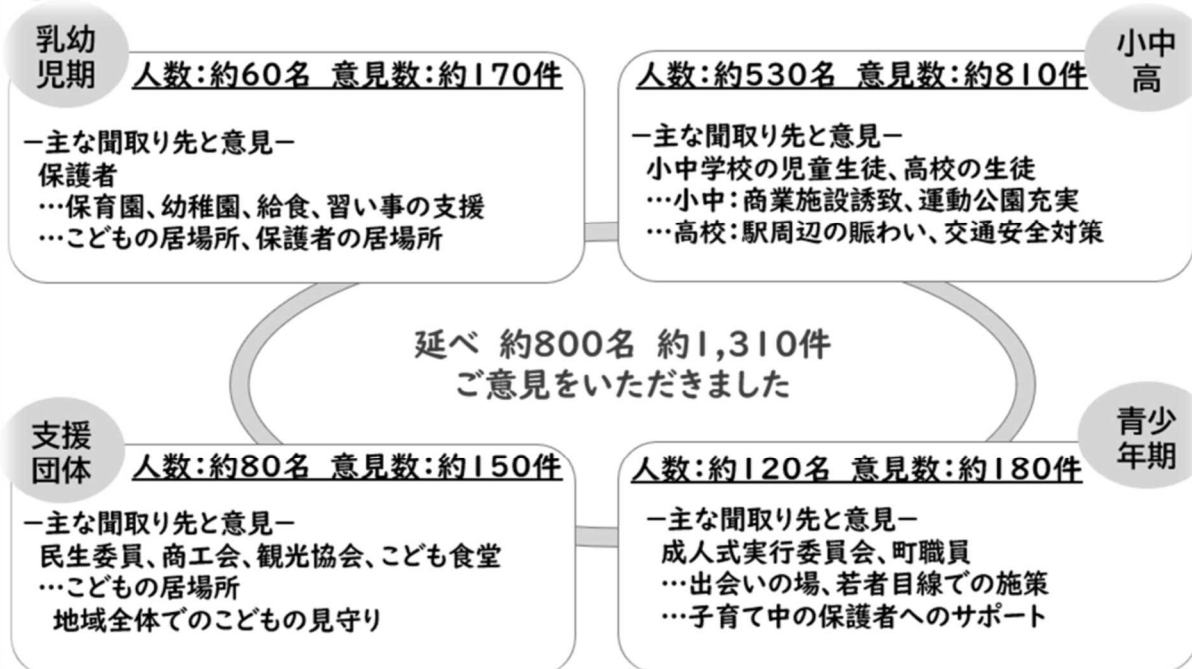
調査対象者	配布数	回収数	回収率
22歳～39歳（全件）	4,116件	652件	15.84%

【主な設問】

- ◇ 家庭の状況、保護者の就労状況
- ◇ 平日、土日や休暇中の定期的な教育・保育事業の利用状況と利用希望
- ◇ 子どもの居場所、不定期の子どもの預かりや宿泊を伴う一時預かり等
- ◇ 子どもの障がい、発達の状況
- ◇ 子育て環境や支援の満足度、子育てにかかる費用
- ◇ 自身の状況や悩み事、日常生活や将来のこと など

□令和6年度「こどもたちや若者、保護者、関連団体の“声”を聴く」取り組み

原則、職員が現場へ出向き、直接“声”を聴くほか、直接の聞取りが困難な場合（特別な配慮が必要な方など）には、専用の用紙を配布するなど工夫しながら声を聴きました。



「“声”を聴く様子」

2 みんなの“声”の反映

本計画では、こどもたちや若者、子育て当事者の皆様からいただいた”声”をもとに、考え方を整理し、「基本的な理念」と4つの「めざす姿」を設定します。

基本理念

『こどもたちの未来をひらくまち、こどもまんなか わくわくおおいそ』

【方向性】

本計画は、一人ひとりのこども・若者の主体性と人権を大切にし、こども・若者の最善の利益を尊重するなかで、こどもたちがわくわくする夢をもって心豊かに成長できるように、町全体でこどもとその保護者及び若者が生きづらさを感じることなく“育っていく”こと、“見守り支えていく”ことを基本的な視点に置きます。

皆様からいただいた声では、『こどもたち』には、世代に応じて非日常の学習体験や行事等での活躍の場など、貴重な経験が得られる「機会」の提供が、
『若者』には、出会いやコミュニケーションの場など、様々な場面において、わくわくする「好機」の創出が、『保護者』には安全安心はもちろん、こどもを預けられる仕組みやこどもの居場所づくりなどを通じて、時短や自分時間が持てる「時」の確保が求められています。

『人』は行動を起こす一つの動機として「心」が重要となります。この心へどのような“わくわく”するアプローチを行うのか。

大磯町で生まれ育った若者が、成長して社会に出て様々な経験をし、自身が結婚、子育てを希望したときに、“ふるさと大磯”で子育てしたいと願う人が増えるよう、居心地の良い生活環境、子育て環境の形成をめざし、人口減少に歯止めをかけ、持続可能なまちづくりをめざします。

**こども
(当事者)**

生きづらさを感じることなく、いかなる状況でも権利や意見が尊重され、多様な経験を通じて豊かな心を育み、自分らしく社会生活を送ることができる町

【考え方】

こどもたちや若者からは、自分の考えが尊重され、不安なく充実した生活を送りたいという声が多数聞かれます。

これに応えるためには、こどもの意見が積極的を表明できる機会を創出し、それが反映される仕組みを構築し、多様な価値観が認められ、心身ともに健やかに成長できるよう、安全で安心して過ごせる環境を整えることが重要と考えます。

【こどもたちや若者、子育て当事者からの声】

- ・ 助成制度があると子育て支援が充実していると感じる
- ・ 自分たちの意見が言える場や実現できる場があるとよい
- ・ 学校給食を作ってくれることがうれしい
- ・ 大磯産の食べ物で給食を作ってほしい
- ・ 人間関係や友達関係が不安
- ・ もっと運動がしたい
- ・ こどもひとりひとりの成長をサポートしてほしい
- ・ 障害を持つ子いる家庭の支援が充実してほしい
- ・ 障害児や小学生へのサポートを手厚くしてほしい
- ・ こどもがのびのびできる環境が望ましい
- ・ クラスで孤立してしまう

**保護者
(家庭)**

保護者が抱える様々な負担が軽減され、仕事と生活の調和が取れた働き方により、誰もが心豊かな時間を持って、安心して子どもを産み、子育てを通じて、生活に喜びを実感できる町

【考え方】

保護者からは、仕事と子育ての両立支援や、子育てに関する様々な不安への対応を求める声が多数寄せられています。

これに応えるためには、多様なニーズに対応できる子育てサービスの提供、ゆとりある子育て環境の整備、そして妊娠から子育て期まで切れ目のない支援体制の構築が不可欠です。

特に、障がいのある子どもを持つ家庭やひとり親家庭など、支援が必要な状況に応じたきめ細やかな支援体制の整備が重要と考えます。

【こどもたちや若者、子育て当事者からの声】

- ・ 父親も育休が取りやすくなるとよい
- ・ 家族と仲良く暮らしたい
- ・ 仕事と子育ての両立が大変
- ・ 産科や小児科がもっとあってほしい
- ・ 複数の診療科がある病院がほしい
- ・ こどもが病気のときでも預かってくれる場所があると助かる
- ・ いつでも預けられる場所があるとリフレッシュできる
- ・ 子育て大変だから自分の時間が欲しい
- ・ いろいろな方法で相談できるとよい
- ・ 保健師や専門家に相談がしたい
- ・ 妊娠や出産に対して不安がある
- ・ ひとり親での生活や子育てに不安がある
- ・ 障がいがあるこどもでも安心して育てられるようにしてほしい
- ・ こどもの健康をきちんと管理できるようにしてほしい

子育て環境
(資源)

家庭での子どもへの適切な関わりや、保育の専門性、教育の多様化を組み合わせた、快適な子育て環境が整い、子どもひとりひとりの成長を支えられる町

【考え方】

こどもたちからは、学校施設の老朽化への対応や、興味関心に合った学習機会の提供などを求める声が聞かれます。

一方、保護者からは、保育の質の向上や、子育てに関する情報の発信を求める声が寄せられています。

これに応えるためには、保育・教育環境の改善、多様な学習機会の提供、保育の質の向上、家庭での子育て支援の強化が不可欠であり、こどもたちの個性や発達段階に合わせ、家庭、保育、教育における連携を強化することで、こどもたちが健やかに成長できる環境づくりが重要と考えます。

【こどもたちや若者、子育て当事者からの声】

- ・ 学校のトイレの衛生環境が悪い
- ・ 学校施設が古い
- ・ 小学校に遊具が少ない
- ・ 学校の全室にクーラーがほしい
- ・ 保育士の体制を増やしてほしい
- ・ 幼稚園、保育園の空き状況がウェブ等でわかるようにしてほしい
- ・ 幼稚園・小学校・中学校で連携して、相互の訪問などを増やしてほしい
- ・ 学校にいけない子はどこにも居場所がない
- ・ 集中して勉強できる場所や自習ができる場所が欲しい
- ・ 塾に行けないので補習してほしい
- ・ 学校で新しいことをやってほしい
- ・ 保育園や幼稚園でいろんな体験をさせてほしい
- ・ 子連れでも行きやすい施設などを紹介してほしい
- ・ 子育ての情報がまとまっているホームページや冊子が欲しい

**地域
(まちづくり)**

地域全体がこどもや若者、子育て世帯に関心を持ち、その声をしっかりと聴き、こどもたちの地域参加や居場所の充実を通じて、将来を担うこどもたちの笑顔があふれている町

【考え方】

こどもたちや若者からは、出会いや結婚など、将来への不安や、居場所を求める声が多く聞かれます。

また、子育て世代からは、道路の整備や公園の充実など、子育てしやすい環境づくりへの要望が寄せられています。

これに応えるためには、地域全体で子ども・子育て支援の重要性を共有し、一体となって子どもたちの健やかな成長を支えることが重要と考えます。

【こどもたちや若者、子育て当事者からの声】

- ・ 出会いがない
- ・ 結婚や出産に不安がある
- ・ 安心していられる場所がほしい
- ・ こどもが遊べる場所や施設があると子育てが充実していると感じる
- ・ 子連れが町に来やすい、住みやすい環境を整えることが重要
- ・ 若者が大磯町で暮らしたいと思える施策が必要
- ・ 地域どうして交流できる機会がほしい
- ・ いつもきれいな街であってほしい
- ・ 道路が暗くて危険、不安
- ・ 犯罪などがなくまちがよい
- ・ 公園の遊具を充実させてほしい
- ・ 交通の便をよくしてほしい
- ・ 笑顔で挨拶してくれるのがよい
- ・ 自然環境がすばらしい

大磯こどもサミット行動宣言

令和6年12月21日（土）大磯プリンスホテルにおいて開催された「大磯子どもサミット」内において、こどもたちから「大磯こどもサミット行動宣言」が宣言されました。

（大磯こどもサミット行動宣言）
（令和6年12月21日 大磯こどもサミット）

大磯こどもサミット行動宣言

こどもたち自身が、過ごしやすい子育てしやすい街づくりに対する意識を高め、具体的な行動を示すためにつくるものです。こどもたち主体的にまちづくりに関わり、よりよい未来を築くための第一歩となるような、自分たちで決めた行動目標を宣言することで、こどもたちの主体性や行動力を育むことを目的としています。

第3章 基本目標

1 5つの基本目標

「基本理念」及び「めざす姿」、「大磯こどもサミット行動宣言」の実現に向けて、こどもや若者、子育て当事者の声及び様々な調査結果や本町を取り巻く社会環境の変化や課題等を考慮し、5つの基本目標を設定します。

基本目標1 こども・若者の権利を守り、健やかな成長を支える仕組みづくり

こども・若者が権利の主体であることの理解促進に努め、社会参画や意見表明を促す環境を整備します。また、成長段階に応じた体験学習や文化活動など多様な経験をすることで、自己肯定感を高め、健やかな成長を支える仕組みづくりに取り組みます。

基本目標2 心配りが必要なこども・若者への多様な支援体制づくり

障がいや医療的ケア、不登校、ひとり親家庭、経済的困窮などの様々な困難を抱えるこども・若者へ、こども家庭センターを中心とした、ひとりひとりの状況に合わせた多様で継続的な支援体制づくりに取り組みます。

基本目標3 安心してこどもを育てられる環境づくり

多様な働き方に対応できる保育サービスやこどもを預かる環境の充実・整備、法的手段の周知徹底など、保護者が主体的に子育てと仕事に励めるよう、様々な支援体制を整備し、安心してこどもを育てられる環境づくりに取り組みます。

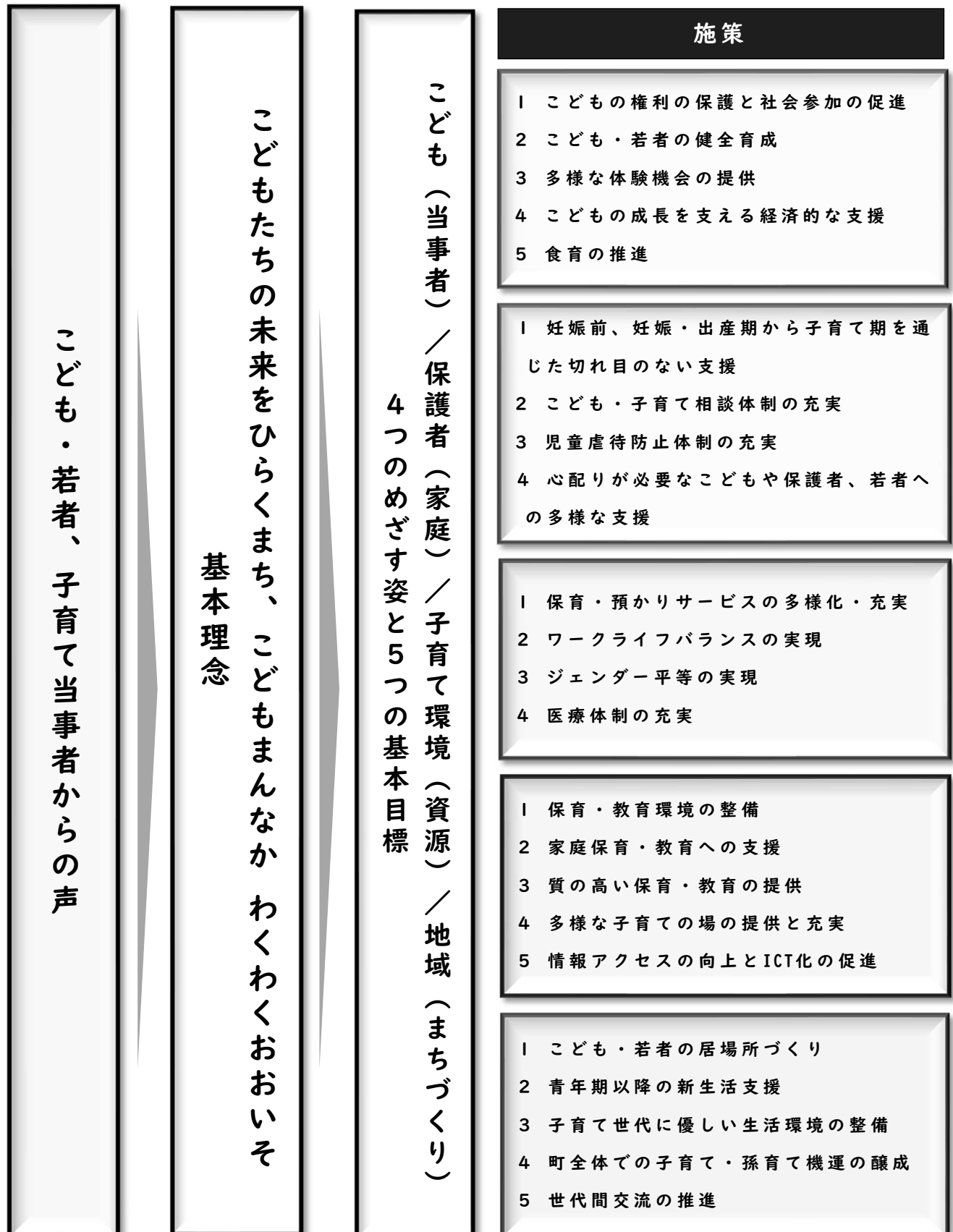
基本目標4 子育ての質を高める良好な環境づくり

こどもや若者が健やかに育つ環境として重要な「家庭」「保育」「教育」の各場面において、楽しくわくわくするサービスを提供し、多様な子育てニーズに対応できるよう、それぞれの環境の充実に図るとともに、保護者への情報提供を強化し、子育ての質を高める良好な環境づくりに取り組みます。

基本目標5 こども・若者の育ちを社会全体で支える地域づくり

こどもや若者が、安全で安心して地域で過ごせるよう、地域社会全体で、居場所づくりや交通事故・犯罪防止のための見守り、出会いの場の創出、地域への定住など、地域特性に応じた支援体制を強化し、こどもや若者の育ちを社会全体で支える地域づくりに取り組みます。

声に基づく、「基本理念」及び4つの「めざす姿」を実現する5つの「基本目標」を受けて、施策の体系を構成します。



3 重点事業【こども・子育て応援アクションプログラム】

「基本理念」や「めざす姿」の実現を牽引する重点事業として「こども・子育て応援アクションプログラム」を設定します。この重点事業は、次のような性格を有した取組みとして展開するもので、実施事業は、3か年を上限として期間を設定し、社会状況の変化や事業の進捗を考慮し、毎年更新します。

- ◆ こどもたちの“声”に基づく、戦略的に重要かつ、優先度の高い取組み
- ◆ こどもを主体とするまちづくりの推進に、高い効果が期待される取組み
- ◆ ライフステージを通じて人口を減少に歯止めをかける取組み
- ◆ 町民・事業者・行政の連携や協力が特に求められる取組み

重点事業 1

<主な実施事業>

- ・ こども・若者の移住・定住支援
- ・ こども・若者の居場所づくり
- ・ 若者の出会いの場の創出
- ・ 町全体での子育て気運の醸成

【KPI】18歳以下のこどもの数		
実績値 (R5)		目標値 (R11)
4,506人		4,506人

* 年齢別人口統計調査

重点事業 2

<主な実施事業>

- ・ 子育て支援に関する情報アクセスの向上
- ・ 多様な意見を聴き反映する仕組みづくり
- ・ 多様で質の高い保育・教育の空間づくり
- ・ 民間等の資源を生かした保育の質の向上
- ・ こども家庭センターでの相談体制等の強化

【KPI】子育て世代*の転入世帯数		
実績値 (R5)		目標値 (R11)
374 世帯		400 世帯

* 転入世帯のうち39歳以下がいる世帯数

重点事業 3

<主な実施事業>

- ・ 保育・預かりサービスの充実
- ・ 様々なニーズに応じた保育環境整備
- ・ 放課後児童対策の充実
- ・ こども・若者への多様な支援体制の構築
- ・ 災害時等の安心で安全な受入れ先の確保

【KPI】保育園等児童受入れ確保数		
実績値 (R5)		目標値 (R11)
627 人		786 人

第4章 ライフステージに応じた施策の推進

<ポイント>

本計画では、若者が、自分自身の興味関心に基づき、希望する将来を選択し、自立した生活を送れるよう、若者向けの支援策を充実させ、持続可能な社会の担い手として活躍できるよう支援することに重点を置いています。

そのため、青年期・ポスト青年期を起点とし、妊娠・出産期、乳幼児期、学童期を経て思春期へと続くライフステージ全体を通じて切れ目のない支援を構築するため、施策を展開していきます。

記載例

<施策のラインナップ>にある、**新**は第2期計画になかった新規施策、

拡は、今までの施策の拡充や内容の改善を行うものです。

また、取組の後ろにあるマークは、所管する課等を表しています。

【例】

P16 施策の番号を記載しています。

P16 施策に基づく取組みを記載しています。

<施策のラインナップ>

基本目標	施策番号	施策に基づく取組み
I	I	こどもの権利と社会参加の促進 拡 こどもの意見を反映する機会の充実 子育 新 こどもの提案によるまちづくり 子育

P15 基本目標の番号を記載しています。

本計画から新掲載の項目は「**新**」、いままでの施策の拡充や内容の改善をした項目は「**拡**」と記載しています。

<各所管課を示すマークの例示>

・政策課	政策	・総務課	総務
・危機管理課	危機	・町民課	町民
・福祉課	福祉	・子育て支援課	子育
・スポーツ健康課	スポ	・建設課	建設
・都市計画課	都市	・産業観光課	産業
・環境課	環境	・学校教育課	学校
・生涯学習課	生涯		

* 各課等の名称及び所管事務は、令和6年12月1日現在で記載

1 ライフステージに共通した施策

こどもや若者、子育て当事者への支援が特定の年齢で途切れることがなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで続くことが重要です。

また、子育て当事者に対しても、こどもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期を経て、大人になるまでを「子育て」と捉え、社会全体で支えていくことができるよう、全てのライフステージに共通する施策に取り組めます。

<施策のラインナップ>

基本目標	施策番号	施策に基づく取組み
1	1	こどもの権利と社会参加の促進 拡 こどもの意見を反映する機会の充実 子育 新 こどもの提案によるまちづくり 子育

基本目標	施策番号	施策に基づく取組み
1	2	こどもを守る施策 - こども、若者の自殺対策 スポ - こどもを取り巻く環境教育の推進 環境 - こどもを犯罪や事故、災害から守る環境整備 危機 町民 こどもの健全な成長を支える体制づくり - 読書習慣の推進 生涯 - 青少年指導員、子ども会への支援 生涯

基本目標	施策番号	施策に基づく取組み
1	4	こどもの成長を支える経済的な支援 - 給付金や手当の支給 子育 - 医療費等の助成 子育

基本目標	施策番号	施策に基づく取組み
1	5	食育の推進 - 規則正しい食生活の推進 スポ 学校 子育 - 地産地消の普及啓発の実施 産業 スポ 学校 子育

基本目標	施策番号	施策に基づく取組み
2	2	誰でも気軽に相談できる環境の整備 - 様々な方法や手段による相談支援 町民 子育 福祉 拡 子育て世帯訪問支援事業の展開 子育

基本目標	施策番号	施策に基づく取組み
2	3	児童虐待防止に関する普及啓発 ⑧ SNSを活用した児童虐待防止の普及啓発 子育 ・ 医療機関等との連携強化 子育 学校 児童虐待に関する相談体制の確保 ・ 相談窓口の周知 子育

基本目標	施策番号	施策に基づく取組み
2	4	ケアが必要なこども等への支援 ・ 障がいを持つこどもへの支援 福祉 子育 ・ 医療的ケアが必要な子どもへの支援 子育 学校 福祉 ・ ひとり親への支援、貧困対策支援 子育 学校 福祉

基本目標	施策番号	施策に基づく取組み
3	3	ジェンダー平等の実現 ・ 男女共同参画の普及啓発講座の実施 町民 ・ 共に子育てに参加する環境づくりの推進 子育 町民 ・ 町内の事業所等への育休取得等の啓発活動の推進 産業

基本目標	施策番号	施策に基づく取組み
3	4	医療体制の充実 ・ 救急医療体制の確保 スポ

基本目標	施策番号	施策に基づく取組み
4	5	情報提供体制の充実 ⑧ 積極的で多様な情報発信体制の構築 子育 政策 ⑧ 電子申請等による利便性の向上 政策

基本目標	施策番号	施策に基づく取組み
5	3	生活環境の整備の推進 ⑧ 道路等の環境整備、公園や遊具の整備、改修 建設 都市 通学路などの交通安全、防犯対策 ・ 交通事故防止の看板設置、防犯灯の維持管理 町民 ・ 学校、地域等と協力したこどもの見守り活動 町民 学校

基本目標	施策番号	施策に基づく取組み
5	5	社会で子育てを支える機運醸成 ⑧ こどもを中心としたイベント等の開催 子育 生涯 スポ

2 ライフステージ別の施策

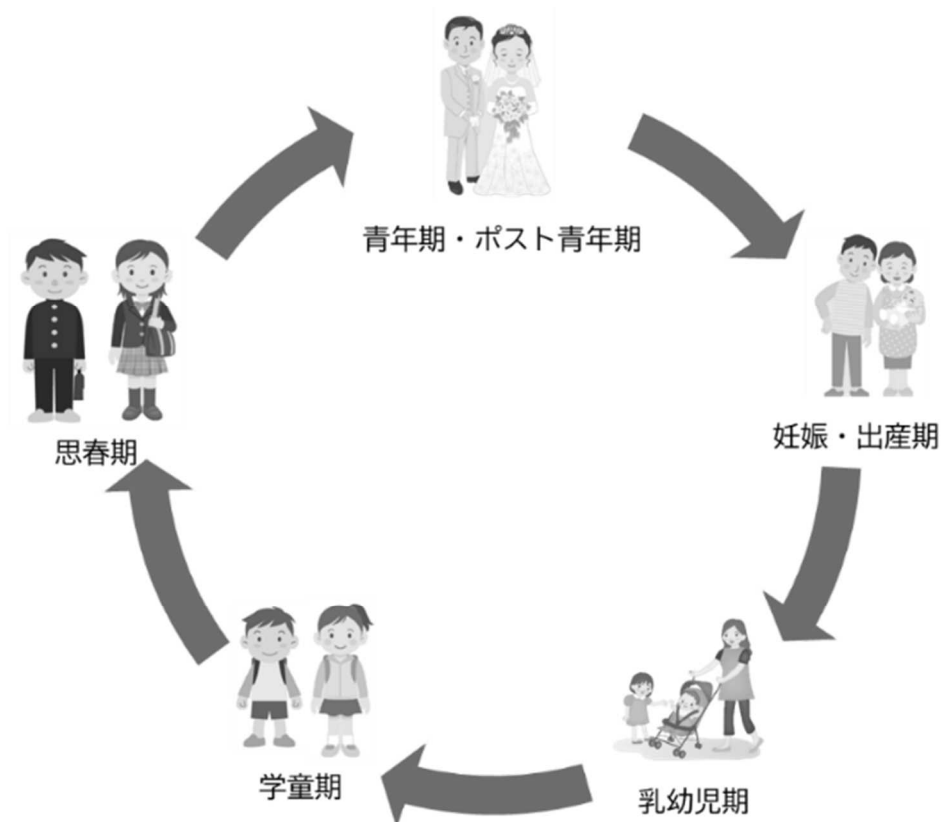
こどもから大人へと成長する過程では、結婚、出産、子育てなど、さまざまなライフステージがあります。それぞれの時期に、子どもや若者、そして子育てをする人たちには、特有の悩みや不安がつきものです。それぞれのライフステージ特有の課題に対応した施策が求められています。

本計画では、こうした人々が、これらの悩みや不安を乗り越え、円滑にライフサイクルを送れるよう、切れ目のない支援を行います。

結婚、妊娠前から出産、子育て、乳幼児期から学童期、思春期、青年期を経て大人になるまでのそれぞれのライフステージで生じる悩みや不安、直面する課題に対して挫折することなく一連のライフサイクルが円滑となるよう切れ目のない支援に努めていきます。

青年期・ポスト青年期を起点とする

ライフステージの循環イメージ



（こどもたちからの表紙等のデザイン応募作品を掲載）
（令和6年11月8日～令和6年12月13日）

青年期は、自身の人間性が確立し、将来の夢に向けて専門性や職業性などを身に付けるため進学や就職など自らの可能性を伸ばしていく時期であると同時に、社会的な役割や責任などが生じる時期です。

結婚、妊娠出産や子育ては個人の自由な意思決定に基づくもので、それぞれの価値観や考え方を尊重することを前提として、若い世代が自ら選択するそれぞれの希望を叶えることができるよう、地域社会全体で支えていくことが重要です。

<施策のラインナップ>

基本目標	施策番号	施策に基づく取組み
2	4	家庭での悩み等への支援 新 ヤングケアラーへの支援 子育 学校 福祉 新 ひきこもり等への支援 子育 学校 福祉

基本目標	施策番号	施策に基づく取組み
5	1	こども・若者の居場所づくりの推進 新 産官学連携による新たな居場所空間の創出 子育 拡 地域に根付いたこどもの居場所の確保 子育 福祉

基本目標	施策番号	施策に基づく取組み
5	2	若者の出会いと新生活の支援 新 若者の出会いの機会の創出 政策 子育 生涯 新 若者の移住・定住支援 政策 子育

基本目標	施策番号	施策に基づく取組み
5	4	町全体での子育て・孫育て気運の醸成 新 多世代での近居を希望する世帯を支援 子育 町民 福祉

イラスト等を掲載

核家族化や地域のつながりの希薄化が進む中で、妊娠・出産や子育てに関する不安感や孤独感の解消が大きな課題となっており、安心して産み育てるため体制の充実、重要性が一層高まっています。また、男女を問わず、若い世代のうちから、将来の妊娠・出産に備えて、性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を促すプレコンセプションケアの推進が求められています。

妊娠・出産期の心身の不調は、本人のみならず、こどもの発達や養育不全等のリスクにもなることから、医療機関や保健福祉事務所などの関係機関と連携しながら、妊娠、出産、産後にかけて、切れ目のない支援を提供できる体制づくりと支援の充実に取組みます。

<施策のラインナップ>

基本目標	施策番号	施策に基づく取組み
2	1	妊娠・出産に向けた支援 新 プレコンセプションケア 子育 （将来の妊娠を意識して取り組む健康管理） 拡 不妊・不育等に悩む方々への支援 子育 母子の健康保持・増進のための取組み ・ 妊娠中・産前産後の心と体の健康保持 子育 新 産後ケアの充実 子育 出産・育児に関する相談体制の強化 新 こども家庭センターでの専門職による相談支援 子育

基本目標	施策番号	施策に基づく取組み
2	3	児童虐待の早期把握や支援とネットワークの強化 新 こども家庭センターと関係機関の連携体制の強化 子育 ・ 産科医療機関と母子保健担当による連携支援 子育

基本目標	施策番号	施策に基づく取組み
3	4	医療体制の充実 ・ 周産期小児医療の確保 スポ 子育 ・ 妊産婦健診等の充実 子育

家庭の子育て力を高め、親が子育てに喜びや生きがいを感じられることが、こどもの健やかな成長を支える基盤となります。

すべての子育て家庭が、こどもと向き合い喜びを感じながら子育てができるよう、経済的な支援や家庭教育への支援を行っていくとともに、だれもが気軽に立ち寄り相談や交流ができる環境づくりに取組みます。また、こどもの健全な育成を支える健康診断や相談支援など、安心して子育てができる支援体制の充実に取組みます。

<施策のラインナップ>

基本目標	施策番号	施策に基づく取組み
1	2	スポーツ活動の推進 ・ 保育所や幼稚園等における運動の推進 子育 スポ 文化芸術活動の推進 ・ 地域の伝承文化に親しむ郷土愛の育成 生涯

基本目標	施策番号	施策に基づく取組み
1	4	経済的な支援 ・ 保育以外の実費負担への費用助成 子育 ・ 子育て支援サービス利用における低所得者等への減免制度の充実 子育

基本目標	施策番号	施策に基づく取組み
2	1	母子の健康保持・増進のための取組み ・ こどもの健康診査や予防接種の実施 子育 ・ こどもと母親の健康維持・管理 子育 スポ

基本目標	施策番号	施策に基づく取組み
2	2	誰でも気軽に相談できる環境の整備 ・ 保育所や幼稚園等における育児相談の実施 子育 ・ 専門職等による相談体制の充実 子育 ・ 訪問（新生児・未熟児・2歳児等）事業の実施 子育 新 こども家庭センターでの相談体制の強化 子育

基本目標	施策番号	施策に基づく取組み
2	3	児童虐待の早期把握や支援とネットワークの強化 新 こども家庭センターと関係機関の連携体制の強化 子育 ・ 要保護児童対策地域協議会の連携 子育 ・ 産科医療機関と母子保健担当による連携 子育 拡 子育て世帯訪問支援事業等による家庭支援の実施 子育

基本目標	施策番号	施策に基づく取組み
2	4	障がいを持つこどもへの支援 ・ 臨床心理士等による巡回相談の実施 福祉 子育 ・ 発達支援教室の充実 子育 ・ より良い親子関係の構築の支援 子育 相談・支援体制の充実 ・ 援助や支援を行う教育支援室の運営 子育 ・ 関係機関と連携した、多職種の専門職による総合的な支援体制の構築 福祉 子育

基本目標	施策番号	施策に基づく取組み
3	1	子育て世代の社会参加の促進 拡 一時預かり事業の充実、利用促進 子育 ・ ファミリーサポートセンター事業の促進 子育

基本目標	施策番号	施策に基づく取組み
4	1	施設及び設備の維持管理・更新 拡 保育施設及び設備の維持管理・更新 子育 公立園のあり方の検討 ・ 公立幼稚園、保育所の施設のあり方等の検討 子育

基本目標	施策番号	施策に基づく取組み
4	2	家庭での保育・教育への支援 ・ 親子同士のコミュニケーション講座の実施 子育 新 産官学連携による親子の育ちの支援 子育 相談機能の充実 ・ 保育所、幼稚園等における相談環境の充実 子育

基本目標	施策番号	施策に基づく取組み
4	3	保育士や教諭の資質向上 ・ 保育士、教諭の資質向上のための研修の充実 子育 保育・教育体制の確保 ・ 保育士、教諭の確保 子育 魅力ある保育・教育の充実 ・ 豊かな心をはぐくむ芸術鑑賞の場の提供 子育 生涯 ・ 幼保小連携の推進 子育 学校 拡 園同士のこどもの交流促進 子育

基本目標	施策番号	施策に基づく取組み
4	4	保育所・認定こども園・小規模保育事業所等への支援 ・ 運営支援による保育内容の充実 子育 保護者の就労形態の多様化への対応 拡 延長保育、一時保育、休日保育の実施 子育 拡 病児、病後児保育の推進 子育

基本目標	施策番号	施策に基づく取組み
4	5	ICT化による保育環境の向上 拡 保育園等におけるICTの導入 子育 拡 電子申請等の促進 政策 子育

基本目標	施策番号	施策に基づく取組み
5	4	子育てに配慮した環境の整備 拡 公共施設の子育て支援（授乳室やベビーベッド等） 子育 総務 ・ 安全で通行しやすい歩道や道路の整備 建設

イラスト等を掲載

（こどもたちからの表紙等のデザイン応募作品を掲載）
（令和6年11月8日～令和6年12月13日）

学童期のこどもは、自立心と社会性を発達させる重要な段階にあります。学校生活を通じて、学業成績や友人関係が大きな役割を果たします。親や教師は、こどもが自分の感情を適切に表現し、困難に対処するスキルを育むサポートをする必要があります。家庭では、日常のルーチンを確立し、学業だけでなく、遊びや趣味にも時間を割くことが大切です。

小学校の学童期以降は、「生きる力」を育むことをめざし、調和のとれた発達を図る重要な時期です。学校教育の場に加えて、放課後や課外活動の時間においても、野外活動や世代間交流などの多様な体験の機会を提供し、こどもの豊かな社会性や人間性を育み、自己肯定感を高めていくことに取組みます。

<施策のラインナップ>

基本目標	施策番号	施策に基づく取組み
I	2	こども・若者の健全育成 ・ 人権教育の推進 福祉 学校 ・ 道徳・モラル教育の推進 学校 スポ ・ 環境学習の推進 環境 ・ 平和学習の推進 総務

基本目標	施策番号	施策に基づく取組み
I	3	スポーツ活動の推進 ・ スポーツ活動団体等への支援 スポ ・ スポーツ大会や体験の実施 スポ 学校 文化芸術活動の推進 ・ 地域の伝承文化に親しむ郷土愛の育成 生涯 ・ 読書活動の推進 学校 生涯

基本目標	施策番号	施策に基づく取組み
2	2	学校等における相談・支援体制の充実 ・ 援助や支援を行う教育支援室の運営 学校 ・ 関係機関と連携した、多職種の専門職による総合的な支援体制の構築 学校 子育

基本目標	施策番号	施策に基づく取組み
2	3	児童虐待の早期把握や支援とネットワークの強化 ・ 要保護児童対策地域協議会の連携 子育 学校

基本目標	施策番号	施策に基づく取組み
2	4	学校での悩み等への支援 ・ 相談員、スクールカウンセラーの配置 学校 ・ スクールソーシャルワーカー等と福祉の連携 学校 福祉 ・ いじめや不登校への対応 学校 子育 家庭での悩み等への支援 新 ヤングケアラーへの対策 子育 学校 福祉 新 ひきこもり等への対策 子育 学校 福祉

基本目標	施策番号	施策に基づく取組み
3	1	放課後児童対策の充実 拡 学童保育の活動内容の充実 子育 拡 学童保育施設の整備 子育

基本目標	施策番号	施策に基づく取組み
4	1	施設及び設備の維持管理・更新 拡 施設及び設備の維持管理・更新 学校 教諭の資質向上と魅力ある教育の充実 ・ 研修体制の充実、こども同士の交流促進 学校

基本目標	施策番号	施策に基づく取組み
5	1	こども・若者の居場所づくりの推進 新 産官学連携による新たな居場所空間の創出 子育 拡 放課後子ども教室の拡充 子育 学校 生涯 新 地域でのこどもの居場所づくり 子育 福祉

基本目標	施策番号	施策に基づく取組み
5	3	通学路などの交通安全、防犯対策 ・ 通学路の安全確保 学校 町民 ・ 交通安全教室や不審者侵入防止訓練等の実施 学校 町民

思春期は、身体的・感情的な変化が急激に訪れる時期です。自己認識が高まり、自己表現やアイデンティティの形成が進みます。

この時期には、親の役割がサポートから信頼に変わり、こどもが自分で意思決定を行う場面が増えます。学校や部活動、友人関係の中での人間関係がさらに重要となり、ストレスやプレッシャーに対する対処法を教えることが求められます。親子間のコミュニケーションを大切にし、開かれた対話を通じてサポートすることが重要です。

こども・若者の視点に立った施策を実施することで、だれ一人取り残すことがないように、それぞれが置かれた状況に応じた多様な居場所づくりを推進し、こどもの健全な育成支援に取り組めます。

<施策のラインナップ>

基本目標	施策番号	施策に基づく取組み
I	2	こども・若者の健全育成 ・ 人権教育の推進 福祉 学校 ・ 道徳・モラル教育の推進 学校 スポ ・ 環境学習の推進 環境 ・ 平和学習の推進 総務

基本目標	施策番号	施策に基づく取組み
I	3	スポーツ活動の推進 ・ スポーツ活動団体等への支援 スポ 新 大磯式部活動の実施 学校 文化芸術活動の推進 ・ 文化・芸術体験の機会の提供 学校 生涯 ・ 読書活動の推進 学校 生涯

基本目標	施策番号	施策に基づく取組み
2	2	学校等における相談・支援体制の充実 ・ 援助や支援を行う教育支援室の運営 学校 ・ 関係機関と連携した、多職種の専門職による総合的な支援体制の構築 学校 子育

基本目標	施策番号	施策に基づく取組み
2	3	児童虐待の早期把握や支援とネットワークの強化 ・ 要保護児童対策地域協議会の連携 子育 学校

基本目標	施策番号	施策に基づく取組み
2	4	学校での悩み等への支援 ・ 相談員、スクールカウンセラーの配置 学校 ・ スクールソーシャルワーカー等と福祉の連携 学校 福祉 ・ いじめや不登校への対応 学校 子育 家庭での悩み等への支援 新 ヤングケアラーへの対策 子育 学校 福祉 新 ひきこもり等への対策 子育 学校 福祉

基本目標	施策番号	施策に基づく取組み
4	1	施設及び設備の維持管理・更新 拡 施設及び設備の維持管理・更新 学校 教諭の資質向上 ・ 教諭の資質向上、研修機会の充実 学校

基本目標	施策番号	施策に基づく取組み
5	1	こども・若者の居場所づくりの推進 新 産官学連携による新たな居場所空間の創出 子育 ・ 公園等の維持管理と遊具更新、バリアフリー化 都市

基本目標	施策番号	施策に基づく取組み
5	3	通学路などの交通安全、防犯対策 ・ 通学路の安全確保 学校 町民 ・ 交通安全教室や不審者侵入防止訓練等の実施 学校 町民

イラスト等を掲載

第5章 量の見込みと確保方策

本計画では、子ども・子育て支援法に基づき、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する確保量と実施時期）を定めることとなっています。

令和5年度に実施した「大磯町子ども・子育てニーズ調査」の結果や各事業の利用実績等を踏まえ、量の見込みを算出すると共に、それに対応するための確保方策を策定します。

量の見込み

国が示す算出の基本的な考え方に沿って、ニーズ調査の結果などから算出します。算出結果が現状の実績値をかけ離れた場合などは、必要に応じて補正を行います。

確保方策・確保方策の内容

量の見込みを確保するための方策として、目標数値と今後の方向性を記載します。

提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する範囲は、現在の教育保育事業における幼稚園や保育所等の利用実態が広域的に利用されていることなどから、国が示す事業において、本町全体を1つの区域として設定します。ただし、放課後児童クラブにおいては、明確に区分ができることから2つの区域（大磯地区・国府地区）で設定します。

乳幼児期の教育・保育

子どもたちが健やかに成長するために必要な教育・保育を適切に受けられるよう、必要な保育の量を算出し、保育所などの整備や人員の確保などを定めることが義務付けられています。

- ☐ 1号認定（幼稚園等（3～5歳））
- ☐ 2号認定（保育所等（3～5歳））
- ☐ 3号認定（保育所等（0～2歳））

① 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う認定こども園は、教育・保育を一体的に提供することが可能な施設です。

本町では、保護者の働き方が多様化するなか、保護者が安心して働ける環境を提供するため、認定こども園の活用を引き続き進めます。

② 幼稚園教諭や保育士等の人材確保と資質向上のための支援

幼児期の教育・保育は、すべてのこどもの健やかな育ちをめざすものであり、そのためには教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の人材確保及び資質の向上が不可欠です。

このことを踏まえ、幼稚園教諭と保育士等の人材確保に向けた施策の推進や、公私・施設類型を超えた各種研修の実施の検討など、人材育成の充実を図ります。

③ 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

乳幼児期の教育・保育は、生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期です。乳幼児期の発達の連続性や体験の多様性と関連性の理解に留意しながら一体的な教育・保育を提供する必要があると考えます。

そのなかで、幼稚園や保育所等での生活が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることから、小学校への円滑な接続の推進に取り組むとともに、配慮が必要な子どもたちをはじめ、多様な子どもたちの健やかな成長を支えるための体制づくりに取り組みます

また、地域子ども・子育て支援事業により、妊娠前、妊娠・出産期から子育て期を通じた切れ目のない支援体制の確保や、こども・子育て相談体制の充実等を行い、地域社会全体で子育てを支えてくことが重要です。

④ 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

子ども・子育て支援の中核的役割を担う幼稚園・保育所・認定こども園と、3歳未満の保育を、地域に根ざした身近な場で提供する小規模保育事業所等の地域型保育事業が相互に連携し補完することで、教育・保育の量と質の充実が図られるものと考えます。このことから、教育・保育施設と地域型保育事業者の情報共有と連携支援の充実を図ります。

2 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化に伴う「子育てのための施設等利用給付」の実施に当たっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案しつつ、施設の事務負担等に配慮するよう努めます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について県と連携し、事業の円滑な実施を図ります。

3 乳幼児期の教育・保育

1号認定：幼稚園等（3～5歳）

乳幼児期

幼稚園、認定こども園において、満3歳以上の教育標準時間認定のこどもの保育を行います。

【量の見込み・確保方策】

利用実績及びこどもの数の減少率等をもとに算出しています。

		実績	年度				
		R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
① 量の見込み		334 人	268 人	259 人	269 人	251 人	220 人
② 確保方策	幼稚園 (施設型給付：公立)		300 人	300 人	150 人	150 人	150 人
	幼稚園 (施設型給付：私立)		45 人	45 人	55 人	55 人	55 人
	認定こども園 (施設型給付：公立)		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	認定こども園 (施設型給付：私立)		51 人	51 人	115 人	115 人	115 人
	小計		396 人	396 人	320 人	320 人	320 人
需給差 (② - ①)			128 人	137 人	51 人	69 人	100 人

* R 6 実績は、4月1日時点の利用児童数

【確保方策の内容】

町立幼稚園の園児数が減少傾向にあるなかで、待機児童対策として、町立大磯幼稚園を公私連携幼保連携型認定こども園へ移行する計画となっています。



保育所、認定こども園において、保育の必要性がある満3歳以上のこどもの保育を行います。

【量の見込み・確保方策】

利用実績及びこどもの数の減少率等をもとに算出しています。

		実績	年度				
		R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
① 量の見込み		288 人	280 人	283 人	264 人	261 人	244 人
② 確保方策	認可保育所（公立）	62 人	62 人	62 人	62 人	62 人	62 人
	認可保育所（私立）	70 人	70 人	70 人	70 人	70 人	70 人
	認定こども園 （幼保連携型：公立）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	認定こども園 （幼保連携型：私立）	85 人	85 人	137 人	137 人	137 人	137 人
	幼稚園 （施設型給付：公立）	40 人	40 人	10 人	10 人	10 人	10 人
	幼稚園 （施設型給付：公立）	15 人	15 人	5 人	5 人	5 人	5 人
	小計	272 人	272 人	284 人	284 人	284 人	284 人
需給差（② - ①）			▲ 8 人	▲ 11 人	20 人	23 人	40 人

* R 6 実績は、4月1日時点の利用児童数

【確保方策の内容】

待機児童対策として、町立大磯幼稚園を公私連携幼保連携型認定こども園へ移行する計画となっています。

また、公立保育所の老朽化が進むなかで、園児数や保育ニーズ等を注視し、公立保育所、公立幼稚園の施設のあり方を検討していきます。

イラスト等を掲載

保育所、認定こども園、小規模保育事業等において、保育の必要性がある満3歳未満のこどもの保育を行います。

【量の見込み・確保方策】

利用実績及びこどもの数の減少率等をもとに算出しています。

		実績	年度				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
① 量の見込み	0歳	26人	25人	24人	23人	22人	21人
	1歳	66人	57人	56人	55人	55人	56人
	2歳	86人	97人	85人	83人	84人	84人
	小計	142人	179人	165人	161人	161人	161人
② 確保方策	認可保育所 （公立）	0歳	5人	5人	5人	5人	5人
		1歳	5人	5人	5人	5人	5人
		2歳	18人	18人	18人	18人	18人
	認可保育所 （私立）	0歳	12人	12人	12人	12人	12人
		1歳	18人	18人	18人	18人	18人
		2歳	20人	20人	20人	20人	20人
	認定こども園 （幼保連携 型：公立）	0歳	0人	0人	0人	0人	0人
		1歳	0人	0人	0人	0人	0人
		2歳	0人	0人	0人	0人	0人
	認定こども園 （幼保連携 型：私立）	0歳	11人	11人	20人	20人	20人
		1歳	19人	19人	31人	31人	31人
		2歳	23人	23人	41人	41人	41人
	小規模保育 事業A型	0歳	7人	7人	2人	2人	2人
		1歳	11人	11人	5人	5人	5人
		2歳	12人	12人	5人	5人	5人
	小計	0歳	35人	35人	39人	39人	39人
		1歳	53人	53人	59人	59人	59人
		2歳	73人	73人	84人	84人	84人
	合計		161人	161人	182人	182人	182人
需給差（②－①）		0歳	10人	11人	16人	17人	18人
		1歳	▲4人	▲3人	4人	4人	3人
		2歳	▲24人	▲12人	1人	0人	0人
		計	▲18人	▲4人	21人	21人	21人

* R6実績は、4月1日時点の利用児童数

【確保方策の内容】

待機児童対策として、町立大磯幼稚園を公私連携幼保連携型認定こども園へ移行する計画となっています。

また、公立保育所の老朽化が進むなかで、園児数や保育ニーズ等を注視し、公立保育所、公立幼稚園の施設のあり方を検討していきます。

地域子ども・子育て支援事業

子育て中の家庭を地域全体で支えるための様々な事業で、一時預かりや子育て相談、親子の遊び場など、多様なサービスが含まれます。子ども・子育て支援法では、地域のニーズを踏まえて量の見込みを算出し、確保方策を定めることで、子育て中の家庭が安心して子育てできる環境づくりを目指すこととしています。

- ☐ 妊婦等包括相談支援事業（P41）
- ☐ 妊婦健康診査（P41）
- ☐ 産後ケア事業（P42）
- ☐ 利用者支援事業【こども家庭センター型】（P42）
- ☐ 養育支援訪問事業、その他要支援【養育支援訪問事業】（P43）
- ☐ 乳児家庭全戸訪問事業【新生児訪問・こんにちは赤ちゃん事業】（P43）
- ☐ 利用者支援事業【基本型】（P44）
- ☐ 地域子育て支援拠点事業（P44）
- ☐ 一時預かり事業【幼稚園型・一般型】（P45）
- ☐ 延長保育事業（P46）
- ☐ 病児・病後児保育事業（P46）
- ☐ 乳児等通園支援事業【こども誰でも通園制度】（P47）
- ☐ 多様な主体の参入促進事業（P47）
- ☐ 実費徴収に係る補足給付を行う事業（P47）
- ☐ 子育て世帯訪問支援事業（P48）
- ☐ 親子関係形成支援事業（P48）
- ☐ 子育て短期支援事業（P49）
- ☐ ファミリー・サポート・センター事業（P49）
- ☐ 要保護児童等支援事業（P50）
- ☐ 児童育成支援拠点事業（P50）
- ☐ 放課後児童クラブ【学童保育事業】（P51）

4 地域子ども・子育て支援事業

● 妊婦等包括相談支援事業

妊娠・出産期

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の事業です。

【量の見込み・確保方策】

出生推計数に1組あたりの面談回数（3回）を掛けて算出しています。

	指標	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	妊娠届出数	135 件	124 件	118 件	112 件	106 件	101 件
	1組あたり面談数	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回
	実施回数	405 回	372 回	354 回	336 回	318 回	303 回
確保方策	実施回数		372 回	354 回	336 回	318 回	303 回

【確保方策の内容】

こども家庭センターの母子保健コーディネーター（保健師・助産師等の専門職）を中心に、妊娠から出産後、子育て期まで切れ目ない相談支援を行います。

● 妊婦健康診査

妊娠・出産期

妊婦や胎児の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。本町では、母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査費用を補助するため14枚の補助券を交付し、妊婦健診の費用の一部を補助しています。

【量の見込み・確保方策】

出生推計数に実績の妊婦健診の平均補助回数を掛けて算出しています。

	指標	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	年間延利用者数	1,461 人	1,314 人	1,251 人	1,194 人	1,142 人	1,094 人
確保方策	年間延利用者数		1,314 人	1,251 人	1,194 人	1,142 人	1,094 人

【確保方策の内容】

医療機関に委託して実施しています。また、委託契約していない医療機関等で受診した場合でも、実質本人負担が発生しない償還払い制度を併用して対応しています。

● 産後ケア事業

妊娠・出産期

産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

本町では、「アウトリーチ型」「デイサービス型」「ショートステイ型」を実施しています。

【量の見込み・確保方策】

産婦推計数に利用見込率及び一人あたりの平均利用日数を掛けて算出しています。

	指標	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	延利用数	173 人日	200 人日	217 人日	232 人日	244 人日	232 人日
確保方策	延利用数		200 人日	217 人日	232 人日	244 人日	232 人日

【確保方策の内容】

委託により確保します。希望するすべての妊婦が利用できるよう委託先を拡充するなど、産後ケア事業を安定的に提供します。

● 利用者支援事業【こども家庭センター型】

妊娠・出産期

乳幼児期

利用者支援事業（こども家庭センター型）では、保健師や助産師を中心に、妊娠・出産・育児・虐待など、こどもに係る様々な課題に一体的に取り組んでいます。

【量の見込み・確保方策】

実績をもとに算出しています。

	指標	R6実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保方策	実施か所数		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

【確保方策の内容】

令和6年度に設置した「こども家庭センター」で、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的で切れ目のない支援を行います。



子育てに対して不安や孤立感などから養育支援が特に必要な妊産婦（産後概ね１年程度）の家庭（児童虐待の可能性があるものを含む）に委託先の看護師が訪問し、継続して養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保するための訪問を行っています。

【量の見込み・確保方策】

前期計画からのニーズ量を承継しています。

	指標	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	年間利用人数	2人	15人	15人	15人	15人	15人
確保方策	年間利用人数		15人	15人	15人	15人	15人

【確保方策の内容】

養育支援訪問事業は、産科・小児科・精神科等の看護に精通する看護職の配置がある民間事業者に委託しており、今後もこの体制を継続する見込みです。



生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、療育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込み・確保方策】

出生推計数に対し全件訪問するものとして算出しています。

	指標	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	年間利用人数	128人	124人	118人	112人	106人	101人
確保方策	年間利用人数		124人	118人	112人	106人	101人

【確保方策の内容】

新生児のいるすべての家庭を訪問するために、助産師や保健師等の専門職の会計年度任用職員を雇用し、きめ細かい対応を行える体制を確保します。

専門職である子育てコンシェルジュが、子育て支援総合センター・子育て支援センターのつどいの広場を拠点としながら出張相談などを行い、子育て期の色々な悩みごと・困りごと等について、必要な情報を提供したり、適切なサービスや支援機関を紹介する事業です。

【量の見込み・確保方策】

実績をもとに算出しています。

	指標	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	実施か所数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
確保方策	実施か所数		2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

【確保方策の内容】

保育士等の専門職である子育てコンシェルジュを雇用し、相談体制の充実に図りながらきめ細かい対応を行える体制を確保します。

● 地域子育て支援拠点事業

乳幼児期

子育て中の親子の交流を促進し、子育ての孤立感を解消し地域で子育てを支えるため、子育て支援総合センター・子育て支援センターでつどいのひろばを実施しています。あわせて、令和6年度より「地域子育て相談機関」として位置づけ、相談機能を強化しています。

【量の見込み・確保方策】

実績をもとに算出しています。

	指標	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	年間延利用者数	12,001 人	11,745 人	11,617 人	11,489 人	11,361 人	11,233 人
確保方策	年間延利用者数		11,745 人	11,617 人	11,489 人	11,361 人	11,233 人
	拠点数		2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

【確保方策の内容】

事業の運営や子育て相談に応じる子育てアドバイザーを雇用し、こども家庭センターを補完する拠点として、今後も2か所での実施をしていきます。



家庭において保育を受けることが一時的に困難になった児童を預かり、一時的な保育サービスを実施する事業です。幼稚園及び幼保連携型認定こども園に在園する児童を対象に実施する「幼稚園型（預かり保育）」事業と、非在園児も利用可能な「一般型（一時保育）」事業があります。

<一時預かり事業（幼稚園型）>

幼稚園及び幼保連携型認定こども園に在園する児童を対象に、通常の教育時間の前後や土曜・日曜・長期休業期間中に行う教育活動です。

【量の見込み・確保方策】

実績をもとに、算出しています。令和9年度以降は、町立幼稚園1園を認定こども園に移行する予定であるため、減少を見込んでいます。

	指標	区分	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	年間延利用人数	1号認定	9,686人	10,286人	10,586人	7,926人	8,226人	8,526人
		2号認定	660人	660人	660人	420人	420人	420人
		計	10,346人	10,946人	11,246人	8,346人	8,646人	8,946人
確保方策	年間利用人数			10,946人	11,246人	8,346人	8,646人	8,946人

【確保方策の内容】

現在5か所で実施しており、十分な対応が可能です。就労する保護者のニーズに対応しながら、サービスを継続していきます。

<幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外>

保護者の断続的・短時間の就労等や傷病、冠婚葬祭等、または育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消するなどの通常保育所の対象外の児童に対し、一時的な保育サービスを実施する事業です。

【量の見込み・確保方策】

実績をもとに算出しています。令和9年度以降は、町立幼稚園1園を認定こども園に移行する予定であるため、増加を見込んでいます。

	指標	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	年間延利用人数	1,769人	2,107人	2,029人	2,775人	2,697人	2,619人
確保方策	年間延利用人数		2,107人	2,029人	2,775人	2,697人	2,619人

【確保方策の内容】

現在2か所で実施していますが、より利用しやすい環境を整えるため、実施施設数の増加を進めてまいります。

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日以外の日や、利用時間以外の時間において、保育所や認定こども園、小規模保育事業所にて保育を実施する事業です。

【量の見込み・確保方策】

実績をもとに算出しています。

	指標	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	年間利用人数	8,566人	7,672人	7,226人	6,779人	6,332人	5,885人
確保方策	年間利用人数		7,672人	7,226人	6,779人	6,332人	5,885人

【確保方策の内容】

現在6か所で実施しており、十分な対応が可能です。就労する保護者のニーズに対応しながら、サービスを継続していきます。

児童が病中または病気の回復期にあって集団保育が困難な期間、保育所や医療機関等に付設された専用スペース等で保育及び看護ケアを行う事業です。

【量の見込み・確保方策】

実績をもとに算出しています。

	指標	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	年間延利用人数	60人	66人	68人	71人	74人	77人
確保方策	年間延利用人数		66人	68人	71人	74人	77人

【確保方策の内容】

現在1か所で病後児保育事業を実施しており、十分な対応が可能です。就労する保護者のニーズに対応しながら、サービスを継続していきます。

また、病児保育事業のニーズを注視し、事業実施の検討を行います。

● 乳児等通園支援事業【こども誰でも通園制度】

乳幼児期

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備すると共に、すべての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらず、0歳6か月から満3歳未満の保育所等を利用していないこどもを月10時間までの範囲で、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点等で預かりを行う、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を令和8年度から実施します。

【量の見込み・確保方策】

国の示す算出方法にもとづき、未就園児全員が最大10時間利用した場合の月の必要定員数を算出しています。

指標		R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み (必要定員数)	0歳児	-	3人月	3人月	3人月	3人月	3人月
	1歳児	-	5人月	5人月	4人月	4人月	4人月
	2歳児	-	5人月	4人月	3人月	3人月	3人月
確保方策 (必要定員数)	0歳児		-	3人月	3人月	3人月	3人月
	1歳児		-	5人月	4人月	4人月	4人月
	2歳児		-	4人月	3人月	3人月	3人月

【確保方策の内容】

令和8年度の事業開始に向けて、受け入れ体制の確保等の準備を進めます。

● 多様な主体の参入促進事業

乳幼児期

保育所や幼稚園といった従来の施設だけでなく、企業やNPOなどの様々な主体が子ども・子育て支援事業に参入しやすくするための取組みです。地域の実情や保護者のニーズに合わせた多様なサービスを提供できるよう、多様な事業者のノウハウを活用した教育・保育施設等の設置や運営への新規参入を促進するための支援を行う事業です。

● 実費徴収に係る補足給付を行う事業

乳幼児期

低所得世帯等のこどもが、保育所等を利用した際に、保育料とは別に、サービス提供に必要な経費を保護者が支払った場合、実費徴収に係る費用の一部を保護者や保育所等に補填する事業です。

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに家事・子育ての支援を行い、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。

【量の見込み・確保方策】

相談員が対応している世帯のうち、利用が望ましい児童の人数に基づき算出しています。

	指標	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	年間延利用人数	-	94人	92人	89人	87人	84人
確保方策	年間延利用人数		94人	92人	89人	87人	84人

※本事業は、令和6年4月に施行された改正児童福祉法により新たに位置付けられた事業です。

【確保方策の内容】

希望者が安心して利用できるよう、適切な事業者に委託し実施します。

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としています。

【量の見込み・確保方策】

実績をもとに、令和7年度より関係機関への周知による効果・利用対象年齢引き上げによる講座数の増設による利用人数の増加を見込み算出しています。

	指標	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	年間延利用人数	17人	68人	66人	65人	63人	61人
確保方策	年間延利用人数		68人	66人	65人	63人	61人

【確保方策の内容】

必要な研修を受講した臨床心理士等専門職を講師として講座の質の向上と、現在設定しているコースの日数や回数を増加し、支援体制の充実を図ります。



子育て短期支援事業

乳幼児期

学童期

保護者の疾病等の理由で、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で必要な保護を行う事業（ショートステイ）及び、夜間養護等事業（トワイライトステイ）を実施します。

【量の見込み・確保方策】

前期計画からのニーズ量を承継しています。

	指標	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み （ショートステイ）	年間延利用人数	0人	1人	1人	1人	1人	1人
量の見込み （トワイライトステイ）	年間延利用人数	0人	1人	1人	1人	1人	1人
確保方策 （ショートステイ）	年間延利用人数		0人	1人	1人	1人	1人
確保方策 （トワイライトステイ）	年間延利用人数		0人	1人	1人	1人	1人

【確保方策の内容】

事業の担い手となりうる事業者と協議を重ね、支援体制の確保を図ります。



ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児期

学童期

育児の援助をしてほしい方（依頼会員）と援助したい方（援助会員）、そして依頼会員として子どもを預かってもらうこともあるが、時には預かることも可能な方（両方会員）とで会員を組織して、地域において会員同士で子育てを支援する相互援助活動を行うことを支援する事業です。

【量の見込み・確保方策】

実績をもとに算出しています。

	指数	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	年間延利用者数	502人	542人	562人	582人	602人	622人
確保方策	年間延利用者数		542人	562人	582人	602人	622人

【確保方策の内容】

SNS等を活用した事業の周知や、援助会員交流会等のイベントの開催し、援助会員の確保に努めます。



要保護児童等支援事業

乳幼児期

学童期

思春期

虐待を受けていたり、その疑いがあるこどもの早期発見や支援をするため、「要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関が連携して情報交換と支援の協議を行っています。

【量の見込み・確保方策】

令和6年度に「こども家庭センター」を設置し、ケースごとのリスクの再評価を行ったことにより、令和5年度まで「要支援児童」として計上していた一部は、こども家庭センター相談受理ケースに切り替え相談支援をしているため、量の見込みは減少した後、増加に転じる見込みです。

	指標	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	要保護（支援）児童数の合計	204人	111人	104人	106人	113人	123人
確保方策	要保護（支援）児童数の合計		111人	104人	106人	113人	123人

【確保方策の内容】

こども家庭センターの統括支援員・保健師・子ども家庭支援員を中心に必要な家庭に対し、きめ細かい対応をしていきます。



児童育成支援拠点事業

学童期

思春期

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じ、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関のつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【量の見込み・確保方策】

相談員が対応している世帯のうち、利用が望ましい児童の人数に基づき算出しています。

	指標	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	年間延利用人数	-	94人	93人	90人	89人	87人
確保方策	年間延利用人数		0人	0人	0人	89人	87人

※本事業は、令和6年4月に施行された改正児童福祉法により新たに位置付けられた事業です。

【確保方策の内容】

事業の担い手となりうる事業者と協議を重ね、支援体制の確保を図ります。

就労等により昼間保護者のいない家庭の児童に対し、授業終了後や長期休暇期間中の適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業で、大磯町では大磯学童保育クラブ及び国府学童保育クラブの2箇所を実施します。

【量の見込み・確保方策】

実績をもとに算出しています。

指標		R6実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み (実利用数)	1年生	105人	97人	100人	89人	94人	107人
	2年生	87人	97人	93人	98人	90人	96人
	3年生	63人	68人	73人	68人	69人	62人
	4年生	36人	37人	39人	40人	36人	35人
	5年生	22人	22人	23人	24人	25人	23人
	6年生	12人	10人	9人	7人	6人	4人
	計	325人	331人	337人	326人	320人	327人
確保方策 (実利用数)	大磯	低学年	161人	164人	157人	155人	163人
		高学年	39人	41人	42人	38人	36人
		小計	200人	205人	199人	193人	199人
	国府	低学年	101人	102人	98人	98人	102人
		高学年	30人	30人	29人	29人	26人
		小計	131人	132人	127人	127人	128人
	計	低学年	262人	266人	255人	253人	265人
		高学年	69人	71人	71人	67人	62人
		小計	331人	337人	326人	320人	327人

【確保方策の内容】

受け入れ児童の適正化をめざすとともに、施設の維持改修等整備により、供給量及び快適な活動空間の確保をめざします。

（こどもたちからの表紙等のデザイン応募作品を掲載）
（令和6年11月8日～令和6年12月13日）

① 放課後子ども教室の年度ごとの実施計画

現在、放課後こども教室を原則毎週水曜日の学校終業後に実施しており、小学校の授業編成や学校イベントに合わせて日程を調整しています。また、本町では、長期休業中のこどもの居場所としての放課後子ども教室を実施しています。なお、これらの事業のほか、「朝の子どもの居場所づくり」として、小学校の登校日の始業前に、学校に隣接する学童保育施設において、スタッフによる見守り事業を実施しています。

② 連携型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の目標事業量

現在、放課後こども教室を原則毎週水曜日の学校就業後に実施しており、小学校の授業編成や学校イベントに合わせて日程を調整しています。年間約30日の実施日となっています。今後においても、学童保育を利用している児童を含めて実施します。

③ 連携型、校内交流型の推進に関する具体的な方策

放課後児童クラブ（学童保育）を利用しているこどもも、放課後子ども教室を利用する場合には、登録をし、いつでも利用できるようにしています。また、放課後児童クラブ（学童保育）と放課後子ども教室の一体的、又は連携した事業を推進するために、双方関係者及び、学校関係者等による定期的な意見交換の場を設けています。

なお、双方が実施するプログラムに、それぞれの子どもたちが参加できるように、放課後児童クラブの指導員等と、放課後子ども教室のコーディネーター等が連携して事業の企画・立案できるよう努めます。

④ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室への学校施設の活用に関する具体的な方策

児童の安全・安心な活動拠点を確保するため、放課後児童クラブにおいては、放課後の小学校の空教室を活用して活動を行っています。今後も、利用児童数の増加に対応すべく、引き続き小学校の空き教室を活用していきます。

また、放課後子ども教室においては、小学校体育館、運動場、図書室を利用して活動を行っています。子どもたちが過ごしなれた学校施設で、様々な体験ができるよう、引き続き利用をしていきます。

⑤ 放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策

放課後児童対策として、放課後児童クラブ（学童保育）と放課後子ども教室を同じ課で所管していることで、円滑な連携体制が構築されています。また、教育委員会とは、定例的な事務連絡等により情報共有がされ、円滑な事業運営につながっています。

⑥ その他、特別な配慮を必要とするこどもや家庭への対応（こども家庭センター等の関係機関との連携等）、事業の質の向上に関する具体的な方策等

特別な配慮を必要とするこどもや家庭が放課後児童クラブや放課後子ども教室を利用する際には、こども家庭センター、学校の教職員などの関係機関との連携により必要な支援等について情報連携を図り、適切な支援につなげます。

6 任意記載事項

「子ども・子育て支援事業計画」では任意記載事項となっている以下の項目についても重要な取組みとして事業を推進していきます。

■産後の休業・育児休業後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、整備を行います。

■専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県事業との連携

児童虐待防止対策の充実やひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児や医療的ケア児への支援策の充実など、県が行う施策と連携を図り、各関係機関との連携強化に努めます。

■労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備に関する施策

仕事と家庭の調和の実現のための働き方をより推進するために、県や地域企業、労働者団体、子育てを支える団体等と連携しながら、ワークライフバランスの推進や、こどもまんなかの機運醸成に努めます。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の進行管理

本計画の実効性を確保するために、PDCAサイクル（Plan-Do-Check-Action）により、施策の実施状況・進捗状況の点検・評価を実施し、その結果を次年度に向けた取組みの見直しや計画に反映させ、継続的に改善を図っていく仕組みとします。

また、『大磯町子ども・子育て会議』において、計画の進行・管理を行い、施策に対する意見・提言をいただきます。



2 積極的な情報発信と多様な情報提供体制

多くの施策を実効性のあるものにするため、必要な人に必要な情報が届くこと、こどもまんなか社会の実現のため、こどもや若者、子育て当事者のみならず、あらゆる人が理解を深め行動に移していくことはとても重要です。

また、社会全体でこどもを見守り、こどもを大切にするための機運醸成に向けた情報発信・情報提供体制の整備に取り組めます。

3 本計画における指標値の取扱い

本計画では、事業の進捗度合いを定量的に示せるよう、重点事業において指標値を設定しています。

これらの指標値は当該施策に関する代表的なものを位置づけていますが、あくまで当該施策の状況を示す一つの要素であり、指標値の達成だけが各施策の目標となるものではありません。

また、各種指標の現状値及び目標値は策定時点のものであり、事業の進捗や社会経済情勢の変化に合わせて、実施計画を作成し、適宜見直しを図るものとします。

平成25年3月29日大磯町規則第5号

（趣旨）

第1条 この規則は、大磯町附属機関の設置に関する条例（昭和30年大磯町条例第16号。以下「条例」という。）第2条の規定により設置された大磯町子ども子育て会議（以下

「子育て会議」という。）について、条例第3条の規定に基づき組織、所掌事項及び委員その他の構成員並びにその運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 子育て会議は、次に掲げる事項を所掌する。

（1） 子ども子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に規定する事項に関すること。

（2） 前号のほか、町長が必要と認める事項

（委員）

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱するものとする。

（1） 教育保育等の関係者

（2） 幼稚園又は保育園の関係者

（3） 保健福祉関係者

（4） 公募町民

（5） 前各号のほか、町長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で新たに追加した委員の任期は、他の委員の任期に合わせるものとする。

（会長及び副会長）

第5条 子育て会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。2 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員（議長を除く。）の2分の1以上をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見等の聴取）

第7条 子育て会議は、その所掌事項について必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（会議の招集の特例）

第8条 委員の任期満了後に開く最初の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が行う。

（庶務）

第9条 子育て会議の庶務は、子育て支援主管課において処理する。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行後、最初に開く会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

5 大磯町子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和6年8月21日～令和8年8月20日

氏名	所属/役職	会議規則 第3条の区分
成田 麻紀	大磯町立大磯小学校 校長	(1)関係教育・保育等の関係者
立花 ますみ	神奈川県立大磯高等学校 校長	(1)関係教育・保育等の関係者
望月 展弘	星槎学園高等部湘南校 校長	(1)関係教育・保育等の関係者
松井 節子	大磯町青少年指導員連絡協議会 委員	(1)関係教育・保育等の関係者
高橋 明子	高橋母乳相談室 代表	(1)関係教育・保育等の関係者
高橋 聡子	認定こども園あおばと 園長	(2)関係幼稚園又は保育園の関係者
芝 園枝	社会福祉法人恵伸会サンキッズ国府 園長	(2)関係幼稚園又は保育園の関係者
加藤 敦子	そだちさばーとMana 代表	(3)関係保健福祉関係者
(副会長) 佐藤 和宏	神奈川県平塚児童相談所 子ども支援第一課長	(3)関係保健福祉関係者
望月 真里子	神奈川県平塚保健福祉事務所 保健福祉課長	(3)関係保健福祉関係者
加藤 恭子	大磯町民生委員児童委員協議会 主任児童委員	(3)関係保健福祉関係者
金子 智紀	公募町民	(4)関係公募町民
石井 彩	公募町民	(4)関係公募町民
(会長) 尾里 育士	東海大学児童教育学部児童教育学科 教授	(5)関係有識者

※規則区分順 ※令和6年10月1日時点

(こどもたちからの表紙等のデザイン応募作品を掲載)
(令和6年11月8日～令和6年12月13日)

磯 子 第 318 号

令和6年9月20日

大磯町子ども・子育て会議

会 長 尾 里 育 士 様

大磯町長 池田 東一郎



(仮称)大磯町こども計画について(諮問)

大磯町子ども・子育て会議規則第2条に基づき、(仮称)大磯町こども計画の策定について、貴会議の意見を求めます。

(答申を掲載)

年度	日付	概要
令和5年度	8月8日	第1回大磯町子ども・子育て会議
	10月25日	福祉文教常任委員会協議会
	12月15日	第2回大磯町子ども・子育て会議（書面会議）
	12月28日～	大磯町子ども・子育てニーズ調査 （～令和6年1月24日）
	令和6年 1月26日～ 3月28日	大磯町子ども・若者支援に関するウェブアンケート調査（～2月13日） 第3回大磯町子ども・子育て会議
令和6年度	6月14日	第1回大磯町子ども・子育て会議
	5月1日～	こどもや若者、子育て当事者の“声”の聞取り （～8月31日）
	5月13日	福祉文教常任委員会協議会
	8月8日	福祉文教常任委員会協議会
	9月3日	記者発表 （「万博国際交流プログラム」の登録【7月】 / 「令和6年度内閣官房事業」へ選定【8月】）
	9月20日	第2回大磯町子ども・子育て会議（諮問）
	10月20日	第3回大磯町子ども・子育て会議
	11月8日	記者発表 （「大磯こどもサミット」の開催 / 「大磯こども計画」表紙デザインの募集）
	12月7日	大磯こどもサミットに係るこども協力員打合せ会
	12月16日	福祉文教常任委員会協議会
	12月21日	大磯こどもサミット （大磯こどもサミット行動宣言） 「大磯町こども計画」パブリックコメント （～令和7年1月24日）
	1月〇日	第4回大磯町子ども・子育て会議（答申）
	2月4日	政策会議
	2月〇日	大磯町こども計画に係る法定協議（県）
	3月〇日	第5回子ども・子育て会議

（こどもたちからの表紙等のデザイン応募作品を掲載）
（令和6年11月8日～令和6年12月13日）

子どもの権利条約 第1条～40条抄訳

第1条【子どもの定義】

18歳になっていない人を子どもとします。



第2条【差別の禁止】

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、性のちがいで、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。



第3条【子どもにもっともよいことを】

子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。



第4条【国の義務】

国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。



第5条【親の指導を尊重】

親（保護者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。



第6条【生きる権利・育つ権利】

すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。



第7条【名前・国籍をもつ権利】

子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、できるかぎり親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。



第8条【名前・国籍・家族関係が守られる権利】

国は、子どもが、名前や国籍、家族の関係など、自分が自分であることを示すものをむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。



第9条【親と引き離されない権利】

子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から、引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。



第10条【別々の国にいる親と会える権利】

国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にくらしたりするために、国を出入りできるよう配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。



第11条【よその国に連れさらされない権利】

国は、子どもが国の外へ連れさられたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにします。



第12条【意見を表す権利】

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。



第13条【表現の自由】

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。



第14条【思想・良心・宗教の自由】

子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。



第15条【結社・集会の自由】

子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくったり、集会を行ったりする権利をもっています。



第16条【プライバシー・名誉の保護】

子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。



第17条【適切な情報の入手】

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報が多く提供されるようにするため、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。



第18条【子どもの養育はまず親に責任】

子どもを育てる責任は、まずその両親（保護者）にあります。国はその手助けをします。



第19条【あらゆる暴力からの保護】

どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。



第20条【家庭をうばわれた子どもの保護】

家庭をうばわれた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。



第21条【養子縁組】

子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい親（保護者）のすることなどをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。



第22条【難民の子ども】

自分の国の政府からはく害をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。



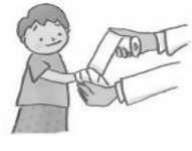
第23条【障がいのある子ども】

心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。



第24条【健康・医療への権利】

子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。



第25条【施設に入っている子ども】

施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。



第26条【社会保障を受ける権利】

子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。



第27条【生活水準の確保】

子どもは、心やからだがかすこやかに成長できるような生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、必要なときは、食べるものや着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。



第28条【教育を受ける権利】

子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければならない。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。



第29条【教育の目的】

教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることを学ぶためのものです。



第30条【少数民族・先住民の子ども】

少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。



第31条【休み、遊ぶ権利】

子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。



第32条【経済的搾取・有害な労働からの保護】

子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。



第33条【麻薬・覚せい剤などからの保護】

国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。



第34条【性的搾取からの保護】

国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。



第35条【誘拐・売買からの保護】

国は、子どもが誘拐されたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。



第36条【あらゆる搾取からの保護】

国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。



第37条【拷問・死刑の禁止】

どんな子どもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたることは許されません。もし、罪を犯してたいほされても、尊厳が守られ年れいにあった扱いを受ける権利をもっています。



第38条【戦争からの保護】

国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。



第39条【被害にあった子どもの回復と社会復帰】

虐待、人間的でない扱い、戦争などの被害にあった子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどるよう支援を受けることができます。



第40条【子どもに関する司法】

罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかりと果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。



1 国の動向

(1) こども基本法の制定

令和5年4月1日、「子どもの権利を守る法律」として、こども基本法が施行されました。こどもの生活や権利が十分に守られていない状況で、若い世代の中でも「こどもを満足できる環境で育てられるか不安」と感じる風潮が強くなっています。

国は、こどもの利益を一番に考え、こども関連の取組を国の中心に据えることが重要という認識からこども基本法の制定を行いました。

(2) こども大綱の閣議決定

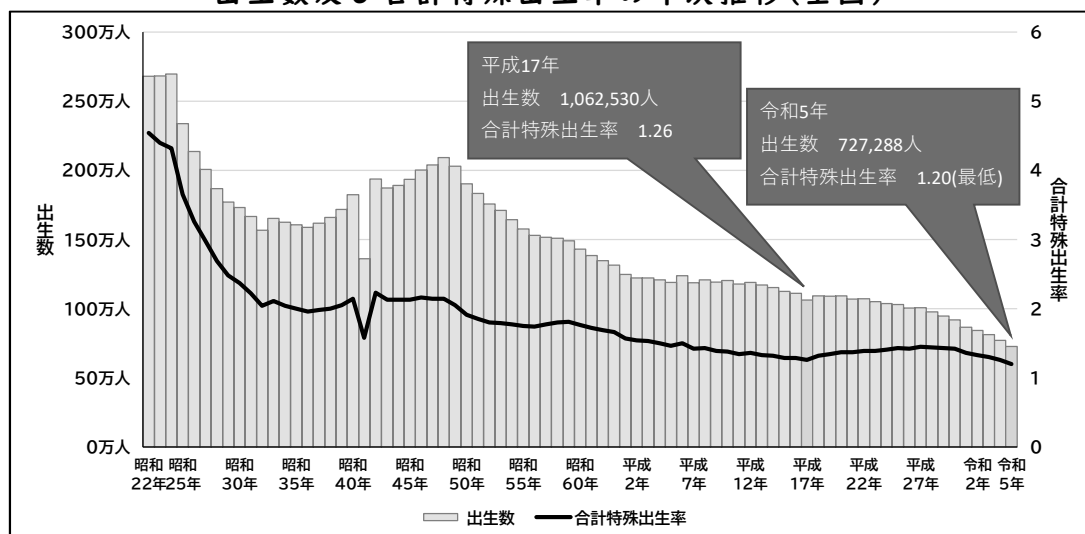
こども基本法第九条には、「政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱を定めなければならない」とあり、令和5年12月に「こども大綱」が閣議決定されました。

こども大綱では「こども」から「こどもや若者」と対象が広げられ、「若者」については20代、30代を中心とする若い世代とされています。

(3) 止まらない少子化

国における出生数は減少傾向で推移しており、令和5年には727,288人となっています。また、合計特殊出生率は、平成17年に過去最低の1.26を記録して以降増加傾向に転じていましたが、平成27年以降再び減少に転じ、令和5年には過去最低の1.20となりました。人口維持に必要とされる2.07には大きな隔たりがあります。

出生数及び合計特殊出生率の年次推移(全国)

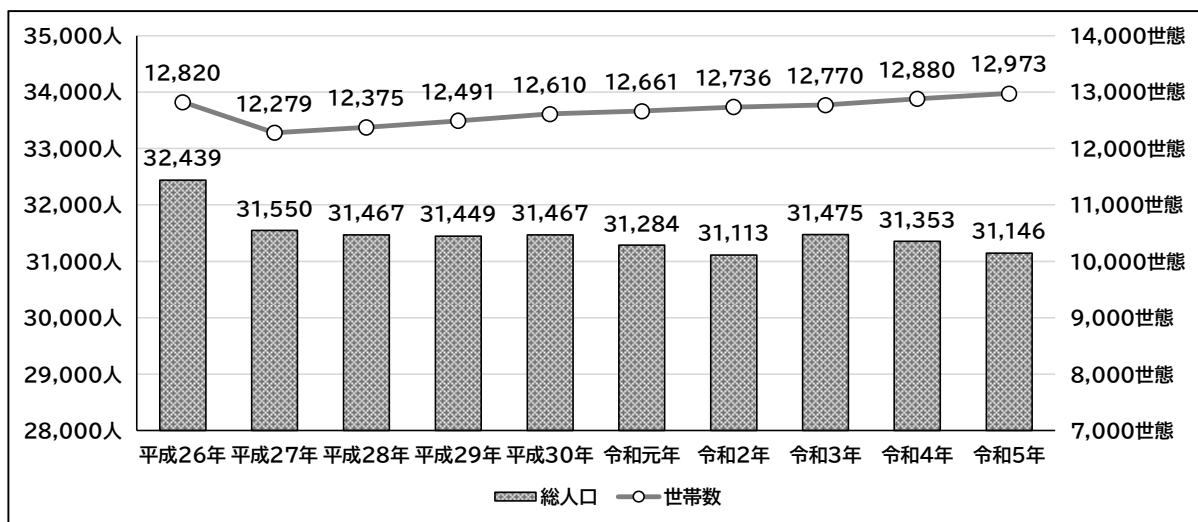


資料：厚生労働省「人口動態統計」

(1) 人口・世帯等の推移

本町の人口（各年1月1日現在）は、平成26年以降減少傾向を示していましたが、令和3年に増加に転じ、その後はまた減少しています。令和6年の人口総数は31,146人となっています。世帯数は、平成27年以降一貫して増加傾向が続いており、令和6年は12,973世帯となっています。人口は微減傾向に対して、世帯数は増加傾向のため、1世帯あたりの人員は減少しており、平成27年の1世帯あたり人員2.57人から令和6年には2.40人となっています。

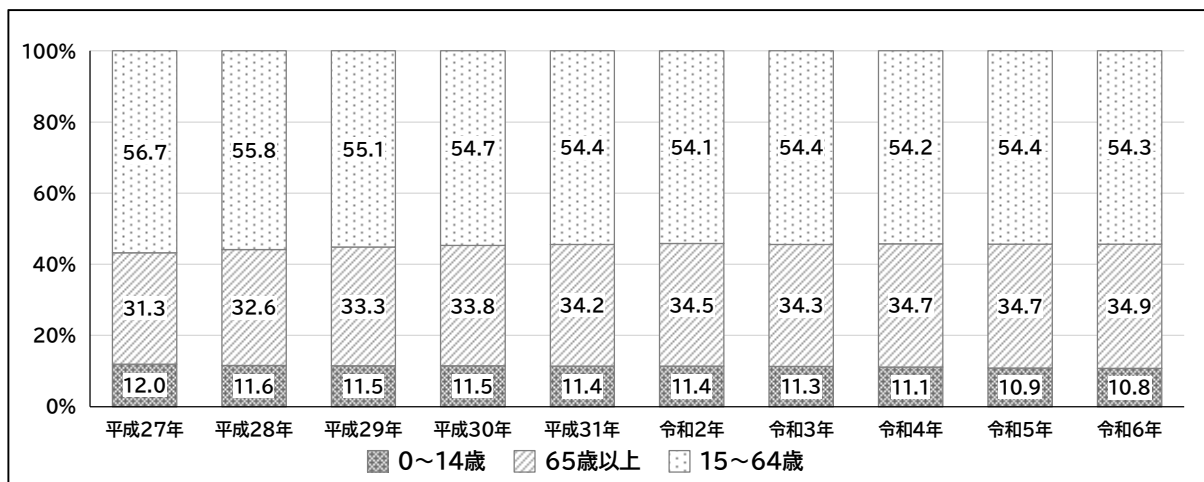
人口と世帯の推移



出典）神奈川県人口統計調査

年齢3区分別人口構成の推移では、年少人口（15歳未満）、老年人口（65歳以上）の割合が減少する一方で、生産年齢人口（15～64歳）の割合が増加しています。

年齢3区分別人口構成の推移

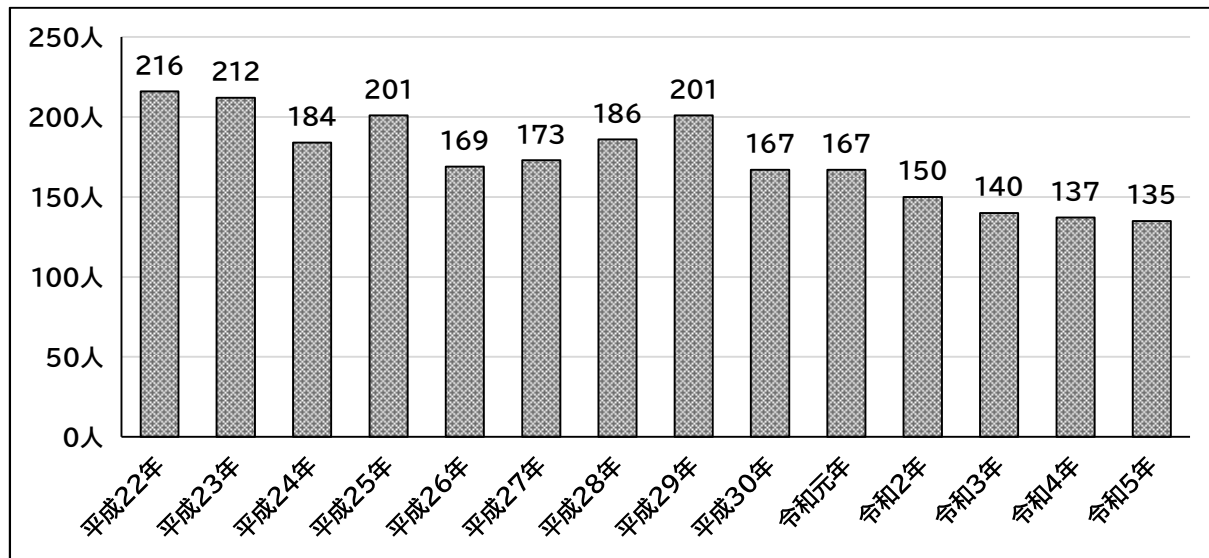


出典）神奈川県人口統計調査

(2) 出生数・合計特殊出生率

出生数は、平成26年の169人から微増が続いていましたが、平成30年は167人となり、その後減少が続いています。

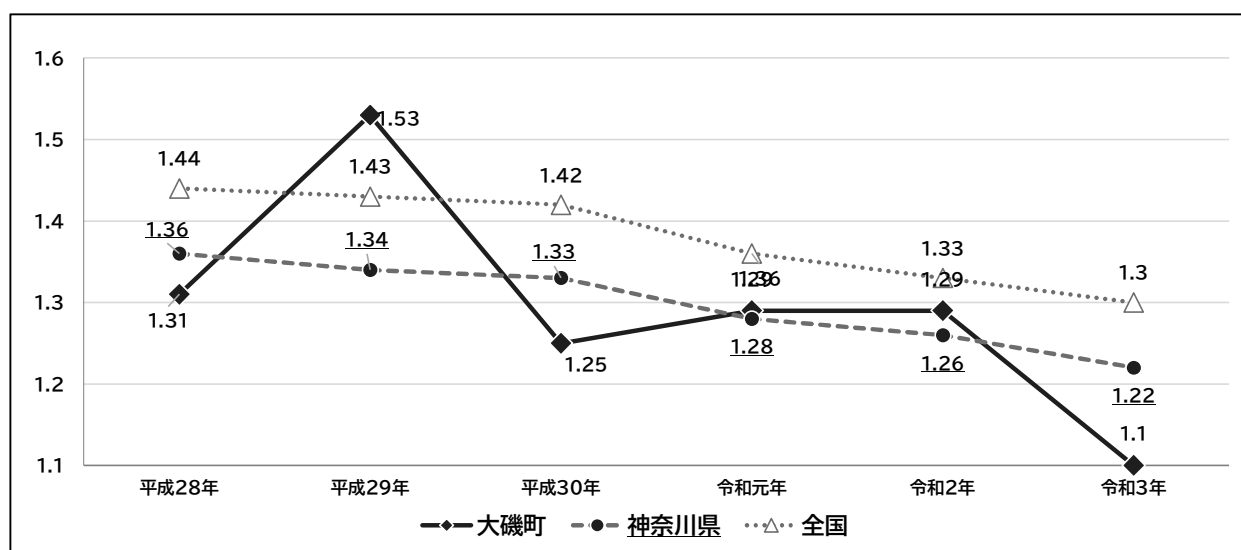
大磯町 出生数の推移



出典) 神奈川県人口統計調査

合計特殊出生率は、変動が大きく、全国平均や神奈川県平均を上回るときもあれば下回る時もありましたが、令和3年には1.1と全国平均や神奈川県平均を大きく下回っています。

合計特殊出生率の推移(全国、神奈川県、大磯町比較)

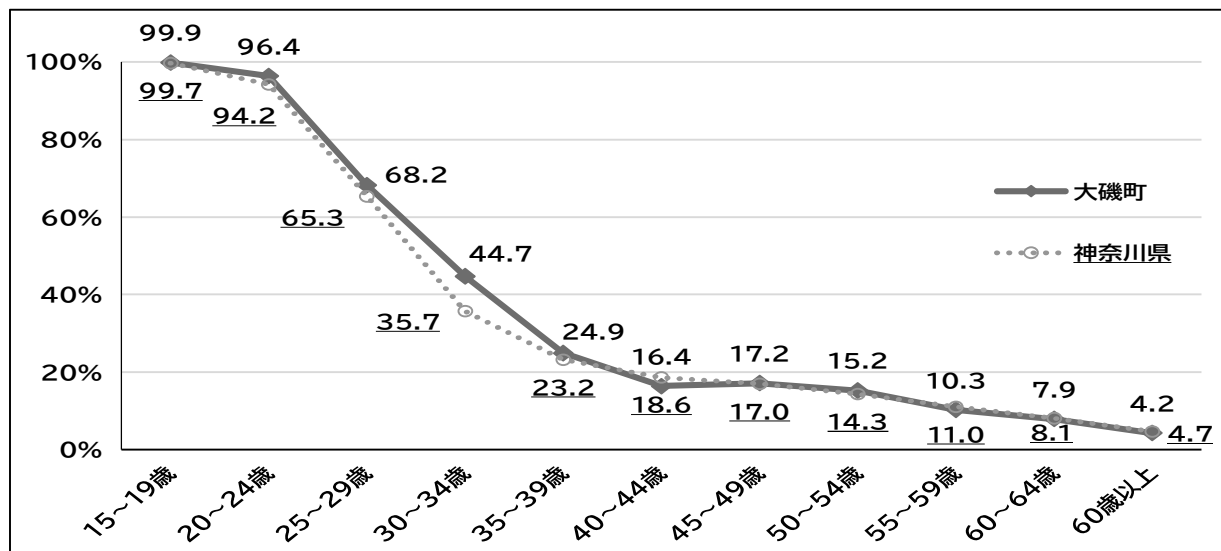


出典) 神奈川県衛生統計年報-神奈川県・大磯町/人口動態統計--全国

(3) 未婚率

女性の未婚率は、神奈川県との比較では20～39歳の未婚率が高くなっています。

女性の未婚率（神奈川県、大磯町比較）

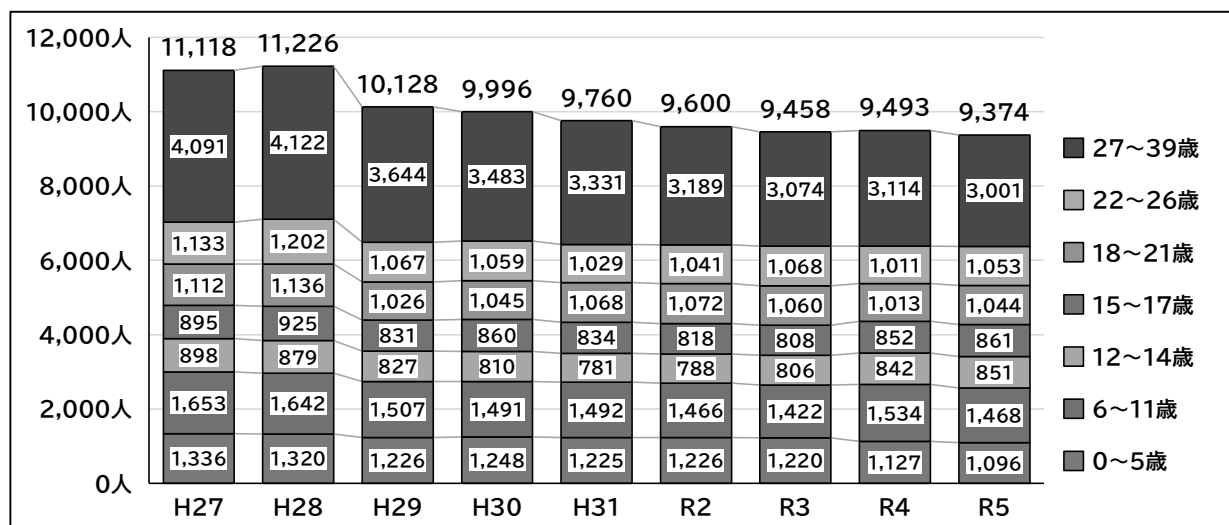


出典) 国勢調査 令和2年

(4) こども人口

本町のこども人口（0～39歳）は平成28年の11,226人から令和5年の9,374人まで、減少傾向で推移しています。年齢階層別にみると、11歳未満と22歳以上で減少、12歳～21歳で微増となっています。

大磯町 こども人口の推移



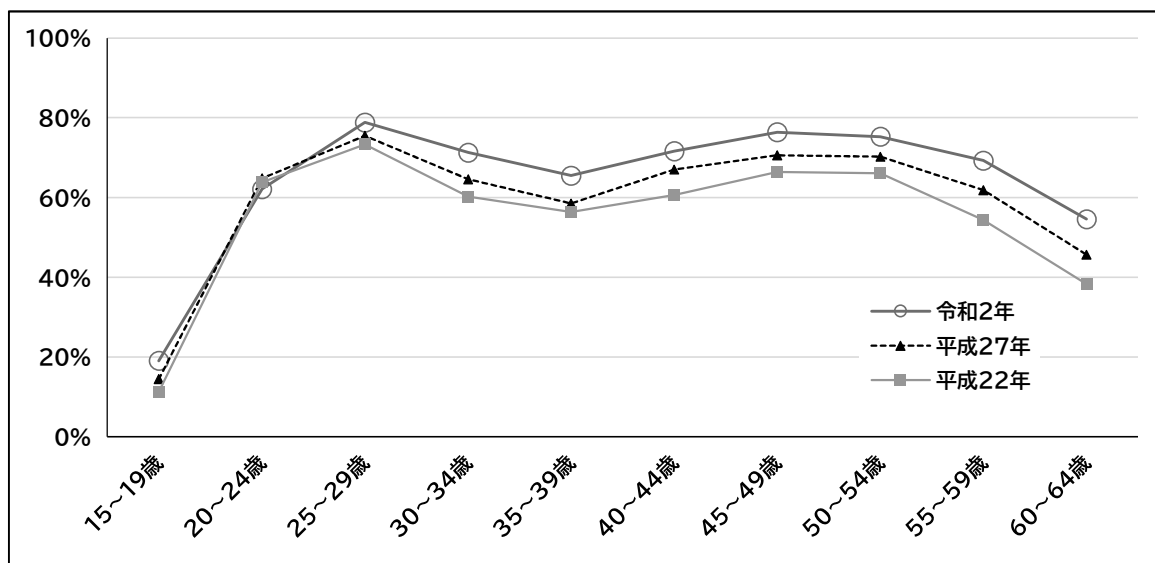
出典) 神奈川県人口統計調査

(5) 女性の就業状況

女性の年齢別就業率は10年前の平成22年と比較すると、25歳以上の年齢層全般で増加しており、女性の社会進出がより顕著となっています。特に50歳代、60歳代の比較的高い年齢層での増加が目立ちますが、30歳代、40歳代も増加しています。

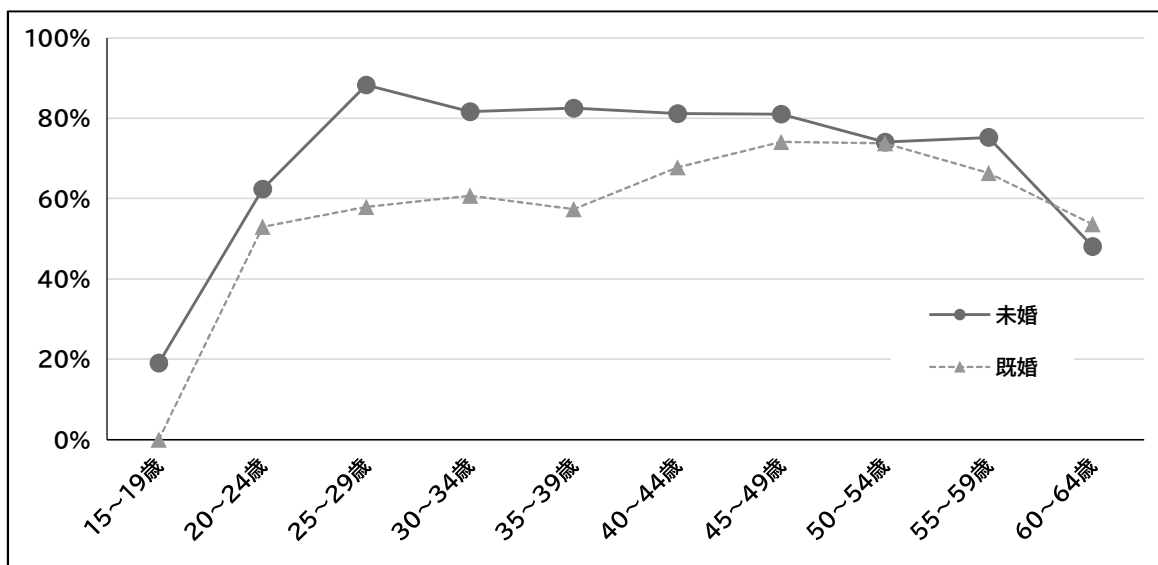
女性の未婚既婚別の就業率では、若い世代を中心に未婚の就業率が既婚の就業率を上回っています。

大磯町 女性の年齢別就業率推移



出典) 国勢調査 令和2年

大磯町 令和2年の女性の年齢別就業率（未婚既婚別）

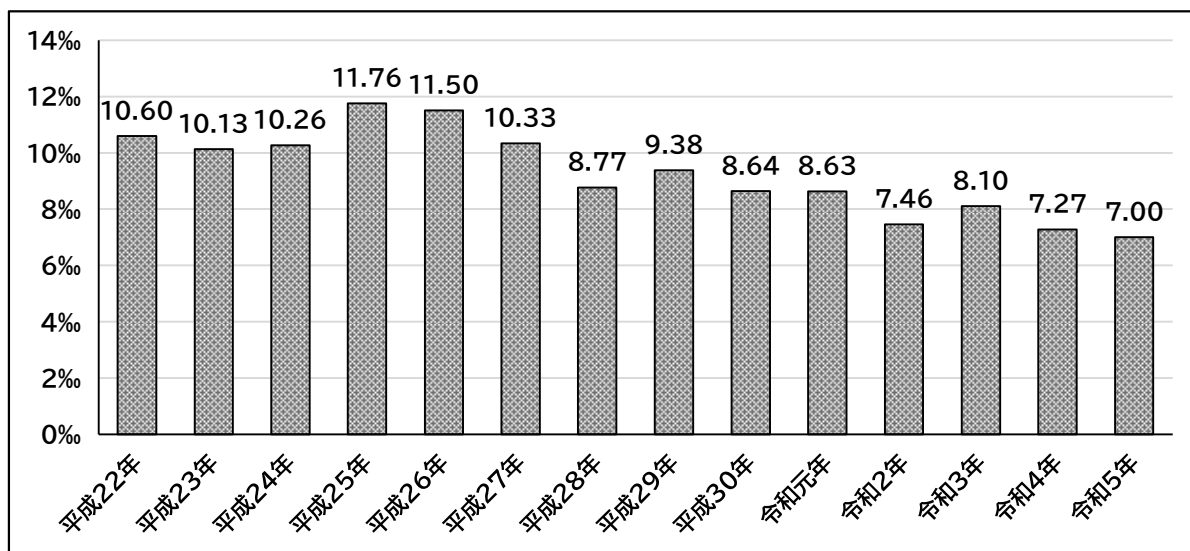


出典) 国勢調査 令和2年

(6) 婚姻・離婚

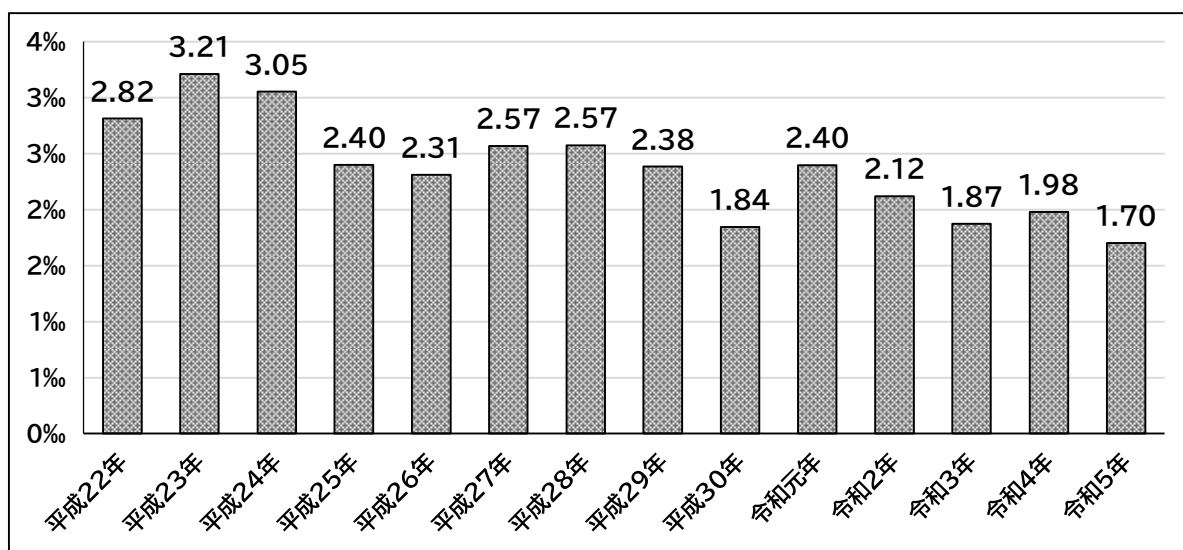
婚姻率、離婚率は、増減を繰り返しながら全体として減少傾向を示しています。

大磯町 婚姻率(人口1,000人対)推移



出典) 神奈川県衛生統計年報

大磯町 離婚率(人口1,000人対)推移

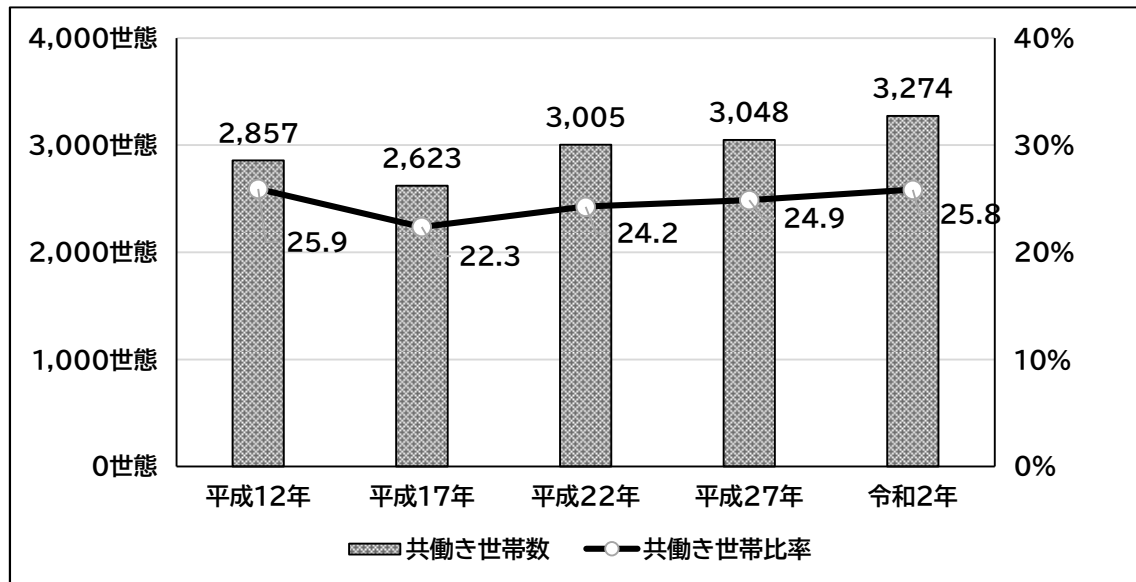


出典) 神奈川県衛生統計年報

(7) 共働き・ひとり親世帯

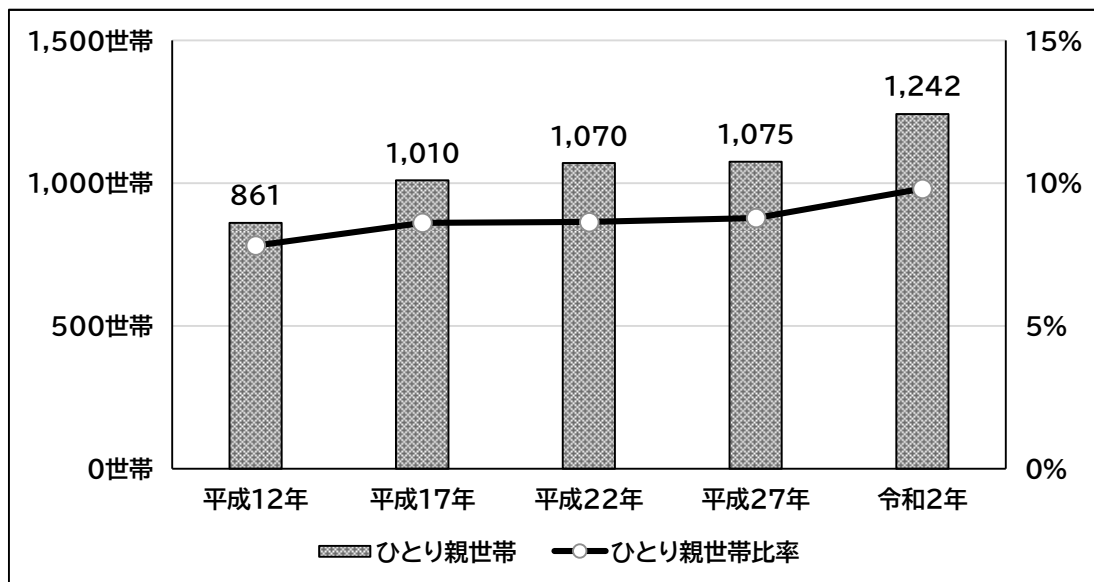
共働き世帯、ひとり親世帯は、増加傾向を示しています。

大磯町 共働き世帯の推移



出典) 各年国勢調査

大磯町 ひとり親世帯の推移



出典) 各年国勢調査

(8) こども人口推計

計画期間である令和7年度から令和11年度までのこども人口の推計では、各歳でみると微増・微減がありますが、「合計」をみると減少傾向が見込まれます。

年齢	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	135	128	123	119	115	113
1歳	179	148	138	133	128	125
2歳	166	185	154	144	138	133
3歳	163	168	188	157	146	140
4歳	200	170	174	194	164	152
5歳	212	209	180	182	202	173
小計(0～5歳)	1,055	1,009	958	928	893	835
6歳	243	215	212	182	184	204
7歳	244	252	224	220	190	191
8歳	239	249	257	229	225	194
9歳	235	242	251	260	232	227
10歳	248	238	245	255	263	235
11歳	251	250	241	247	257	266
小計(6～11歳)	1,460	1,446	1,429	1,392	1,350	1,317
12歳	279	253	252	243	249	259
13歳	301	283	257	256	246	253
14歳	254	300	282	257	256	246
小計(12～14歳)	834	837	792	755	751	758
15歳	297	258	304	286	260	259
16歳	290	296	256	302	285	259
17歳	285	291	297	258	304	286
小計(15～17歳)	872	845	857	846	849	804
18歳	285	286	293	299	259	305
19歳	258	273	273	280	286	246
20歳	279	258	273	273	280	285
21歳	254	274	252	268	267	275
小計(18～21歳)	1,076	1,091	1,091	1,120	1,092	1,112
22歳	213	239	257	234	251	249
23歳	212	193	221	236	211	231
24歳	189	193	173	203	215	189
25歳	191	168	174	154	187	195
26歳	181	172	150	159	138	172
27歳	175	172	164	142	153	130
28歳	159	166	163	155	134	145
29歳	205	152	161	158	150	129
30歳	175	200	146	157	153	145
31歳	176	176	201	147	158	154
32歳	192	176	176	200	147	157
33歳	175	195	180	180	204	151
34歳	200	173	193	177	177	202
35歳	248	205	176	196	181	181
36歳	245	248	204	176	196	180
37歳	281	256	258	214	184	203
38歳	273	280	255	256	212	183
39歳	365	288	292	267	267	224
小計(22～39歳)	3,855	3,652	3,545	3,412	3,318	3,221
合計	9,152	8,879	8,671	8,454	8,253	8,045
総人口に占める割合(%)	29.5	28.8	28.4	27.9	27.5	27.1

※こども人口の推計は、コーホート法により、基準年を令和3年、実績年を令和6年とし、最近の動向を反映した推計を行っています。

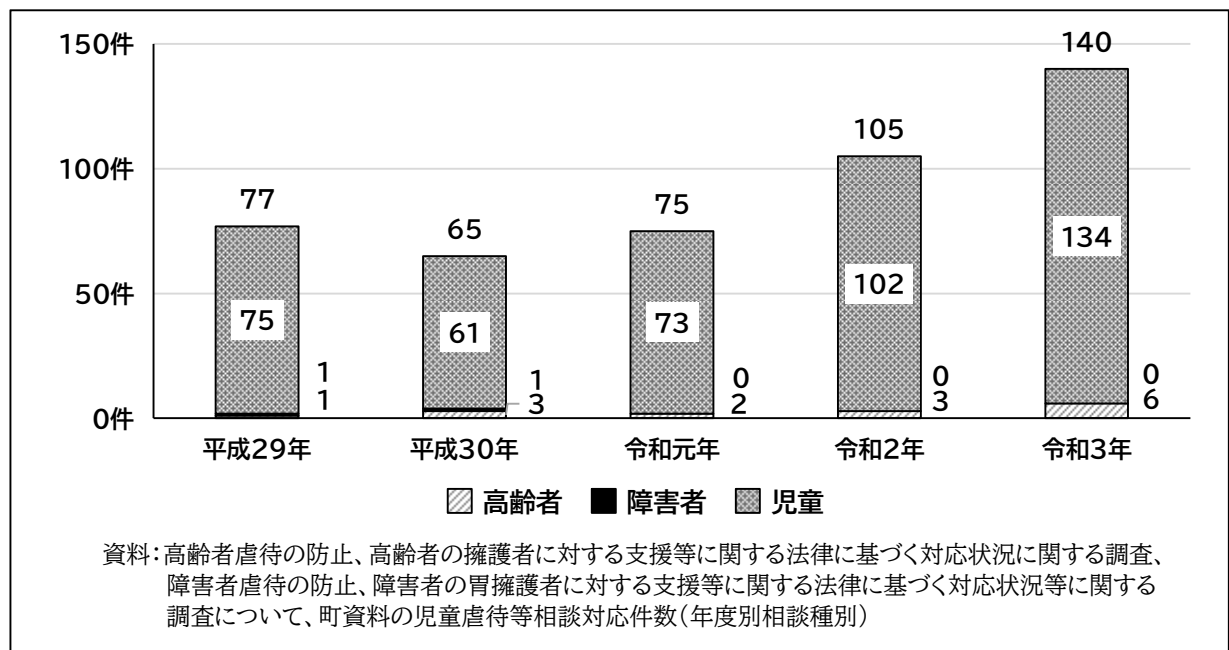
本町の若者の多くは現状の生活に充実感を感じており、家族との幸福な生活を求めていることが「大磯町子ども・若者支援に関するウェブアンケート調査」で分かりました。生活の満足度も9割が高い満足度を示しています。

このような若者を取り巻く環境を維持し、より良いものにしていくことはもちろんのこと、生きづらいと感じる環境に置かれている若者も少なからず存在することから、すべての若者が生きづらさを感じることをないように施策の展開を図っていくことが求められています。

(1) 児童虐待

本町の虐待に関する相談数は平成30年以降増加傾向にあり、その大半は児童虐待に関するものが占めています。

虐待に関する相談数の推移（大磯町）

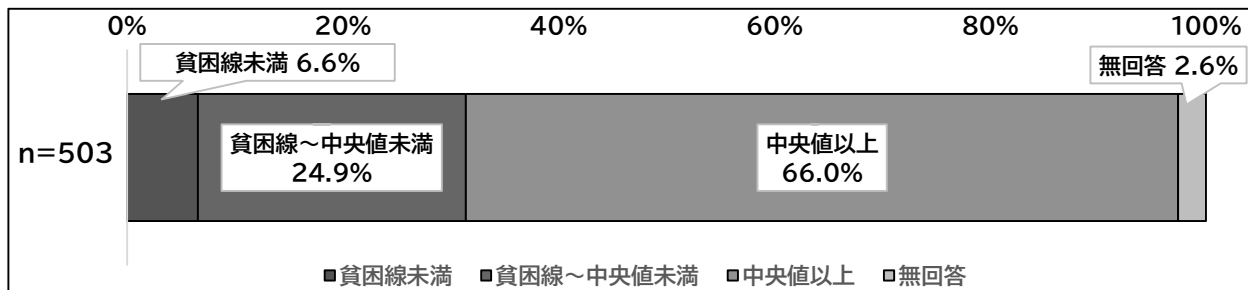


出典) 大磯町地域福祉計画

（２） 貧困

本町における子育て中（未就学児）の世帯所得では、相対的貧困（貧困線未満）の割合は 6.6 %（33世帯）で、このうちひとり親世帯は 4 世帯でした。

子育て中（未就学児）の世帯所得にみる相対的貧困の割合

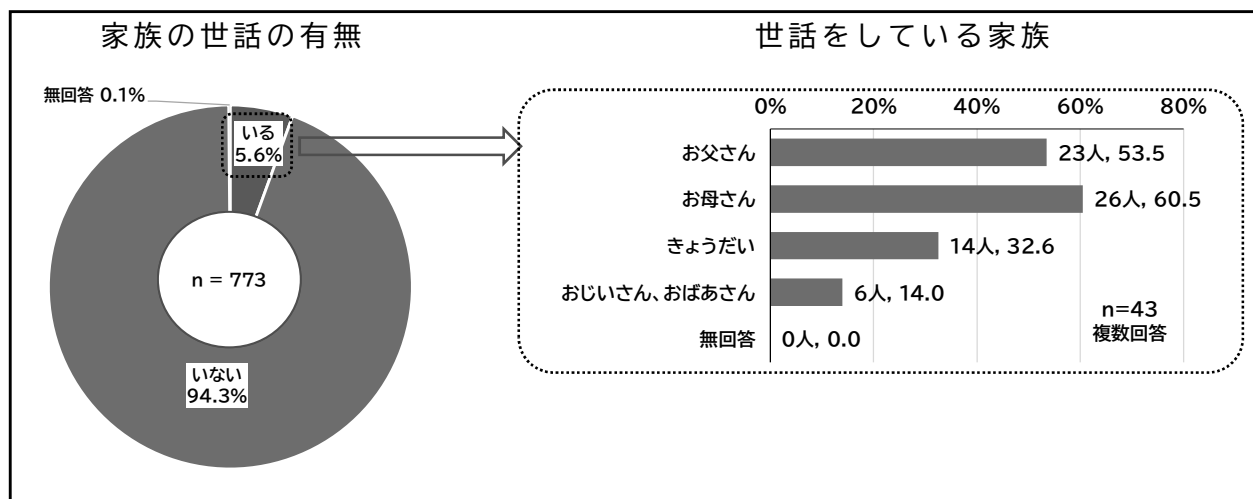


資料：（仮称）大磯町こども計画策定にかかるニーズ調査（未就学）

（３） ヤングケアラー

本町の若者（中学生以上）で家族の世話をしている人（ヤングケアラー）の割合は 5.6% みられ、家事、買い物、病院の付き添い、日常の見守り、兄弟の世話などに時間が割かれていることが分かります。

若者（中学生以上）で家族の世話をしている人の割合と世話をしている家族



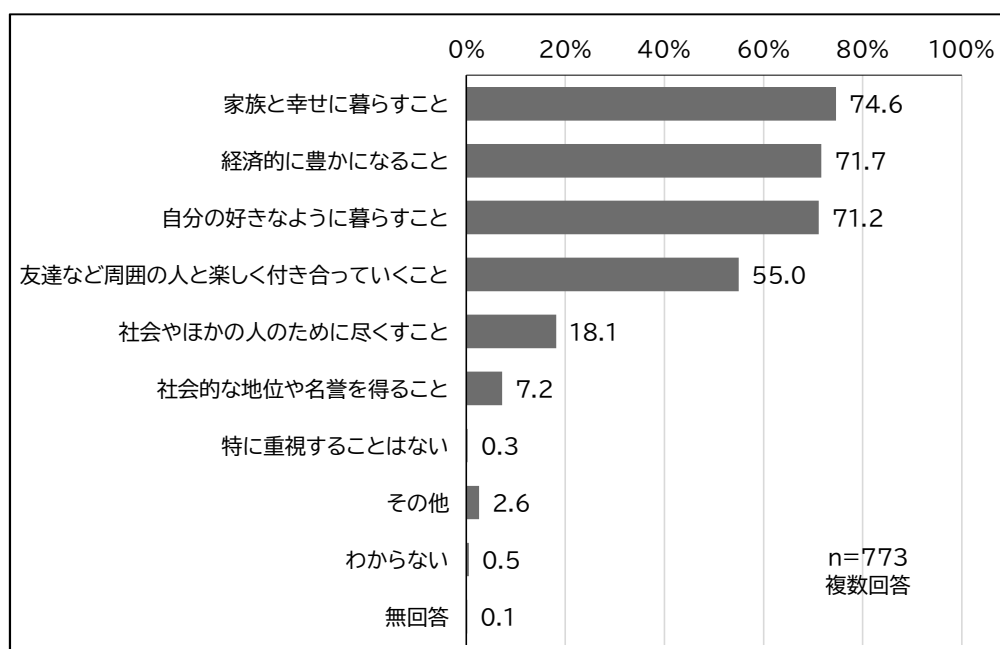
資料：（仮称）大磯町こども計画策定にかかるニーズ調査（中学生以上）

(4) 若者の生活意識

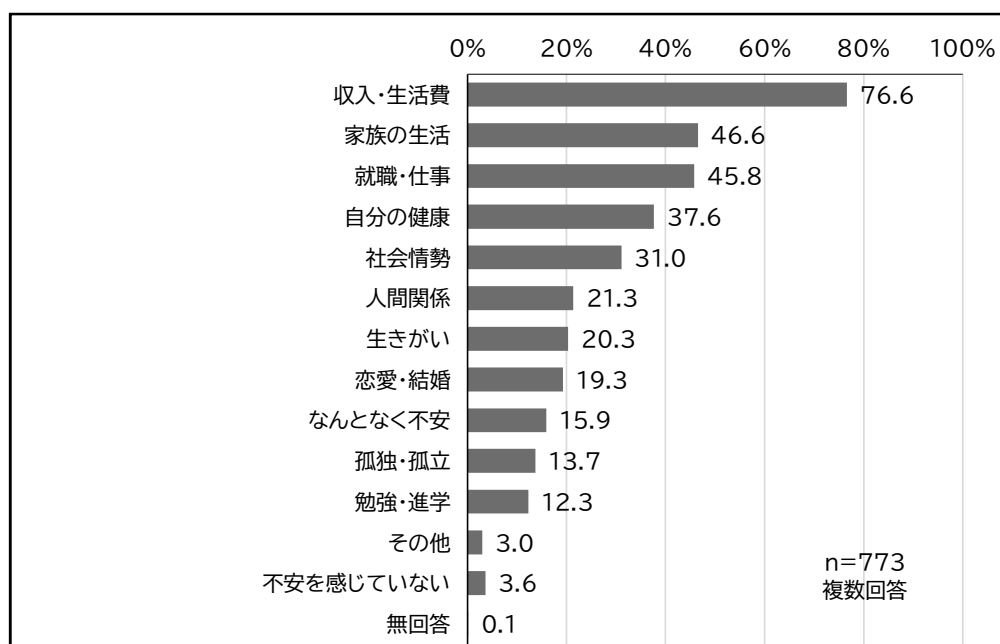
若者（中学生以上）が考える理想的な生き方は「家族と幸せに暮らすこと」であり、将来に向けては「収入生活費」に不安を感じています。

生活の充実度では、「自分のことを大切に思ってくれる人がいる」、「頼れる人（家族友人地域の人等）がいる」、「自分の居場所や役割（家庭地域学校等）がある」の回答が6割を超えており、現在の幸せ度では、「幸せ度8」が23.9%で最も高く、『幸せ度5～とても幸せ10』の割合は90.7%と9割を超えて高くなっています。『幸せ度4～とても不幸1』と回答した割合は9.2%みられました。

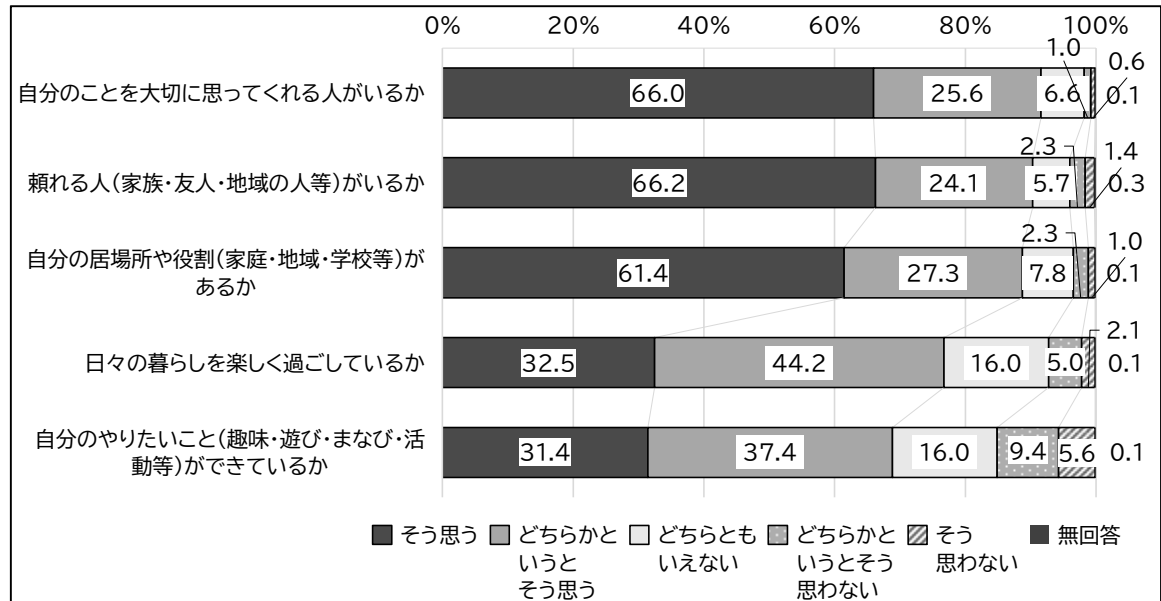
理想とする生き方



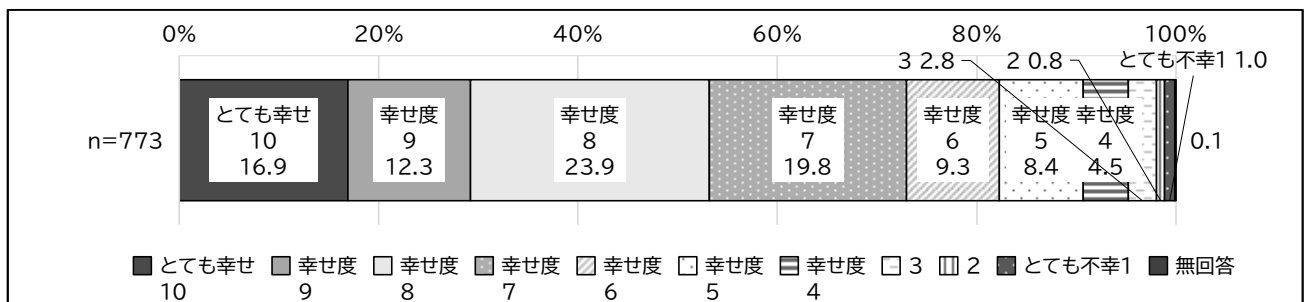
将来への不安



生活の充実度



現在の幸せ度



資料：（仮称）大磯町子ども計画策定にかかるニーズ調査（中学生以上）

4 子育て当事者の状況と課題

昨今、女性の社会進出が進む中、男性が育児に関わるのはもちろんのこと、祖父母等の親族や知人の協力が重要です。

こどもの発熱や冠婚葬祭等の緊急時に、近くに協力者がいてくれることは子育ての大きな支えになります。就職等のため、一旦町外に移られたのち、大磯に戻って子育てをする方の理由の1つとして、近くに子育てを支援してくれる方がいることがあります。

今後、女性の就労支援に関わる子育て支援サービスの充実は勿論ですが、家族や地域で支えあって子育てをしている人たち、同居、近居、町内近居等に対する支援も考えていく必要があります。

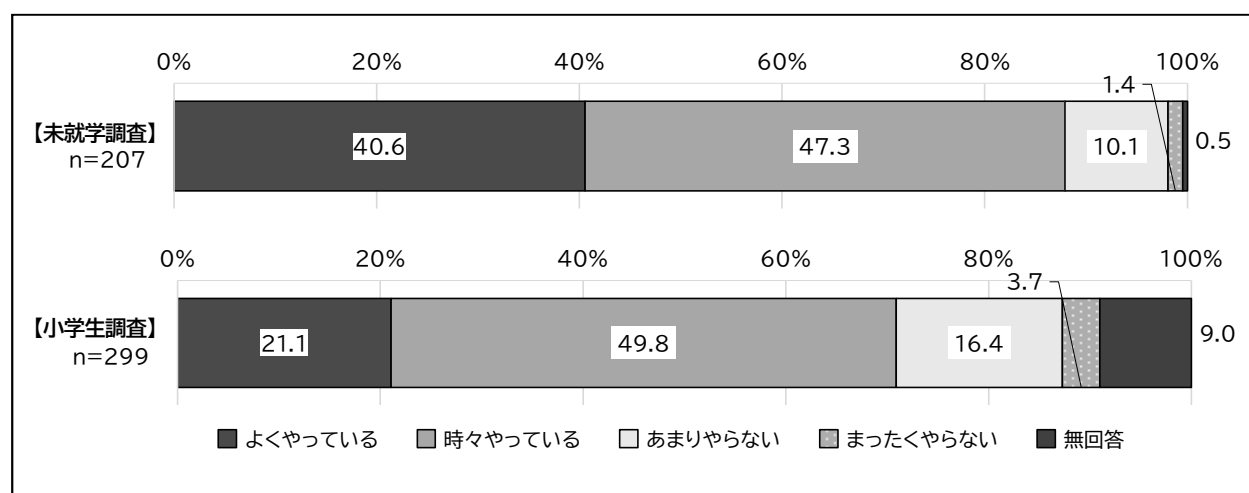
そのような環境が整えば、若い人たちが就労等で町外に出て行っても、子育てをする段階では大磯に帰ろうという気持ちになるのではないのでしょうか。

（１） 家庭での子育ての状況について

配偶者の子育て協力状況は、未就学・小学生ともに「よくやっている」と「時々やっている」を合わせた＜よくやっている＞は、7割以上が夫婦で協力して子育てをしている傾向がうかがえます。

家族で協力して子育てをしている状況から、今後は、母親だけでなく父親への支援も必要と思われます。

配偶者の子育て協力状況



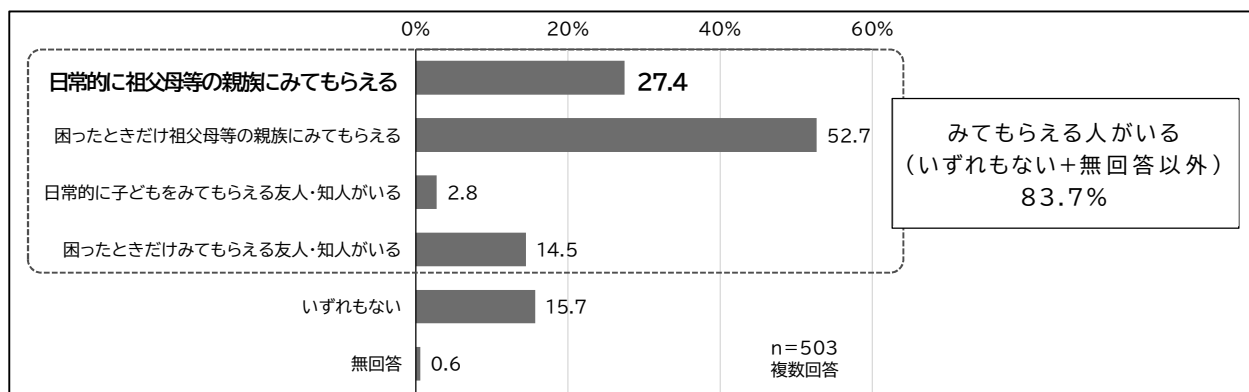
資料：（仮称）大磯町こども計画策定にかかるニーズ調査（未就学・小学生）

（２） 子育てに関する周囲の協力状況について

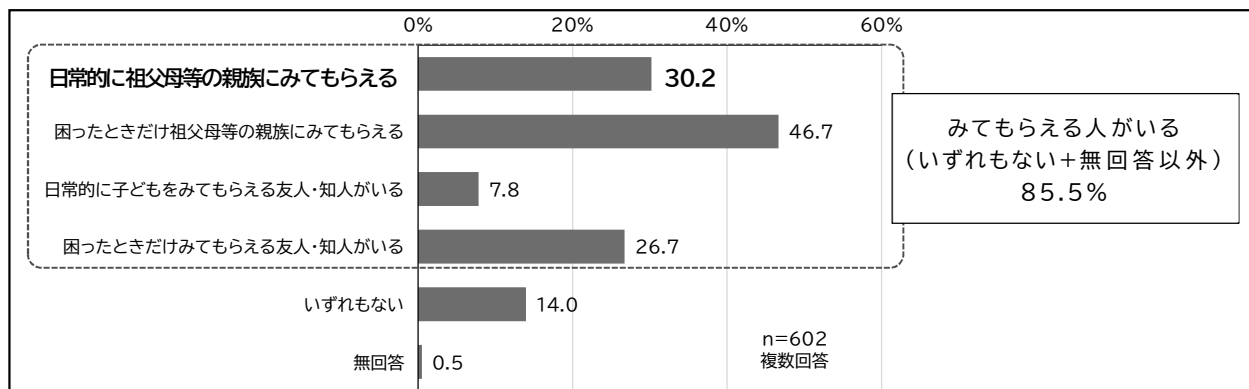
未就学小学生ともに＜みてもらえる人がいる＞は８割台となっており、いざという時には親族や知人からの協力が得られる家庭環境にあるといえます。しかし一方で、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」は未就学では２割台後半、小学生では３割台となっており、日常的な協力を得ている家庭は少数派です。

日頃、「お子さん」をみてもらえる親族・知人はいるか

【未就学調査】



【小学生調査】



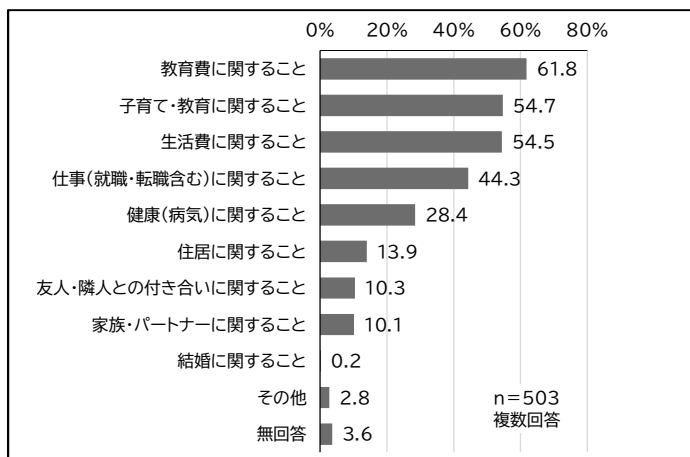
資料：（仮称）大磯町こども計画策定にかかるニーズ調査（未就学・小学生）

(3) 生活するうえでの不安や悩みについて

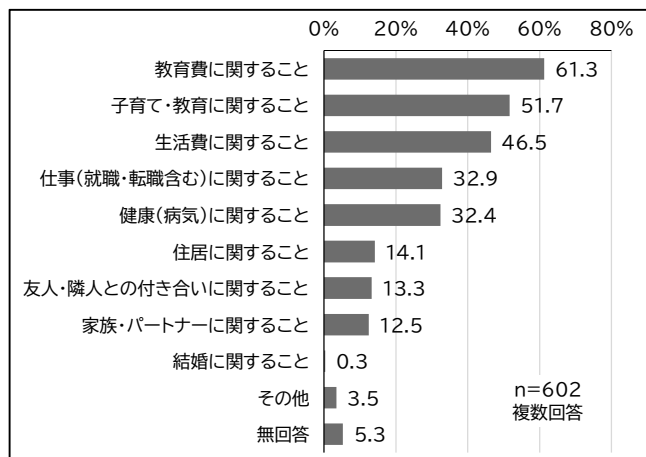
未就学・小学生ともに「教育費に関すること」が6割台で最も高く、次いで「子育て・教育に関すること」、「生活費に関すること」、「仕事に関すること」、「健康に関すること」の順に挙げられています。

生活するうえでの不安や悩み

【未就学調査】



【小学生調査】



資料：（仮称）大磯町こども計画策定にかかるニーズ調査（未就学・小学生）

(4) 保護者の就労状況について

保護者の就況は、父親では未就学・小学生ともにフルタイム就労が9割以上を占めています。

母親の就労している割合を経年で比較すると、平成25年度調査（33.8%）、平成30年度調査（51.5%）、令和5年度調査（65.6%）と大きく増加しています。小学生では、＜パートアルバイト就労（育休中の1.7%を含む）＞が44.7%（平成30年度調査42.0%）と多く、就労している母親が72.5%と7割以上を占めています。

以下、父母の就形態等を考慮した「家族類型」を次の形で区分しました。

区 分	内 容	未就学児	小学生
ひとり親家庭	ひとり親(就労形態に関わらず)	2.0%	4.2%
フルタイム就労	両親ともにフルタイムで就労	39.2%	24.3%
フルタイムパート	両親のいずれかがフルタイム いずれかがパートタイム就労	22.7%	42.9%
専業主婦(夫)	両親のいずれかがフルタイムで就労している	33.0%	26.6%
パートパート	両親ともにパート	0.0%	0.0%
無職	両親ともに無職	0.0%	0.0%
分類不能	不明	3.2%	2.0%

就労状況を経年で比較すると、この10年の間に確実に共働き家庭が大きく増加しており、この変化に対応した施策を検討していく必要があります。

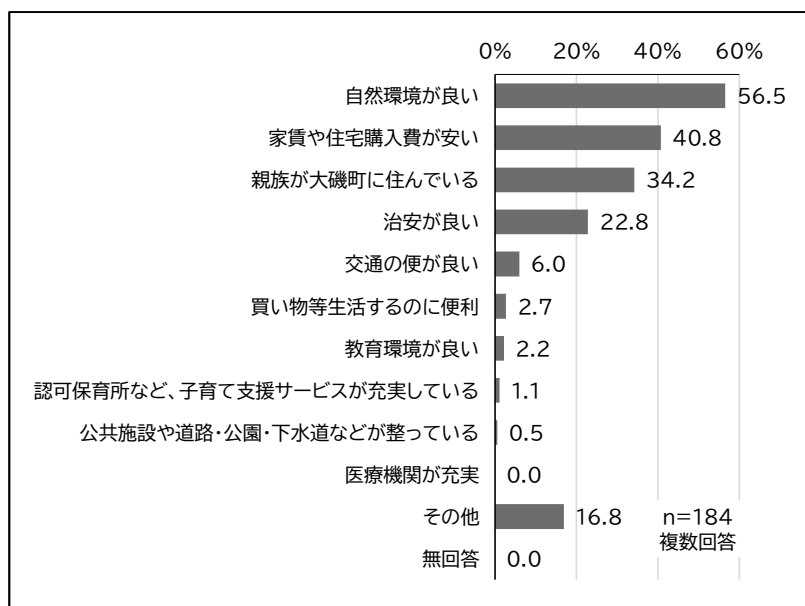
（５） 大磯町に転入した理由について

（第１子が生まれたとき、又は妊娠の際、大磯町に住んでいなかった方）

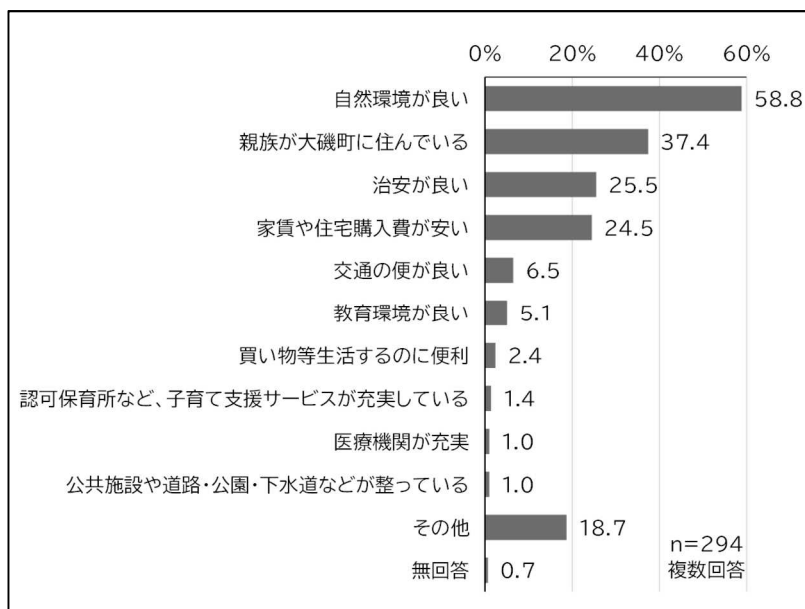
未就学での上位３位の項目は、「自然環境が良い」、「家賃や住宅購入費が安い」、「親族が大磯町に住んでいる」の順、一方小学生では「自然環境が良い」、「親族が大磯町に住んでいる」、「治安が良い」の順となっています。

大磯町に転入した理由

【未就学調査】



【小学生調査】



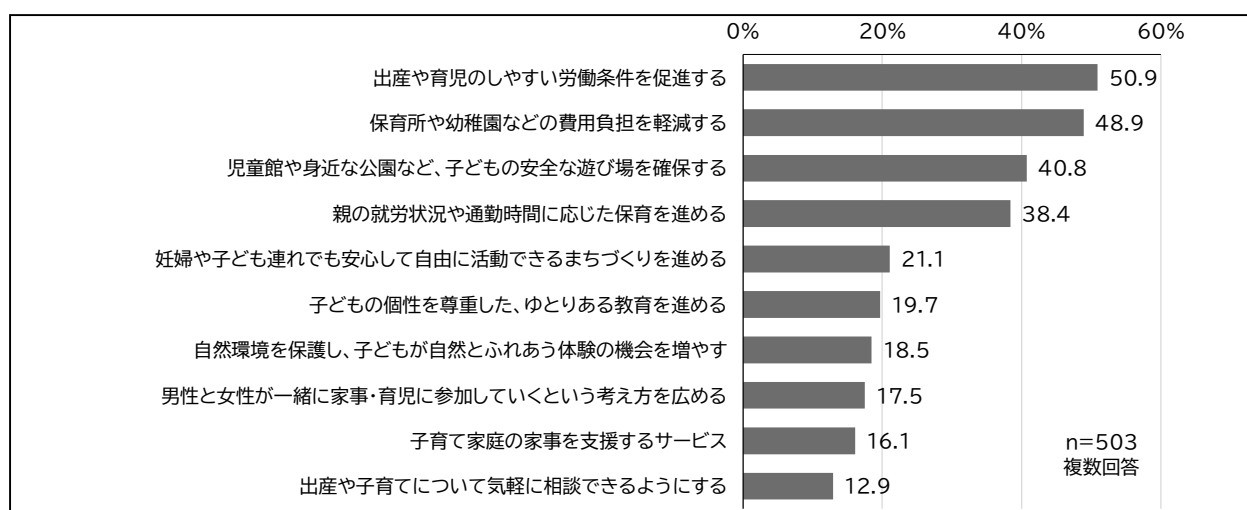
資料：（仮称）大磯町こども計画策定にかかるニーズ調査（未就学・小学生）

（６） 子どもを健やかに育てるために必要と思われることについて

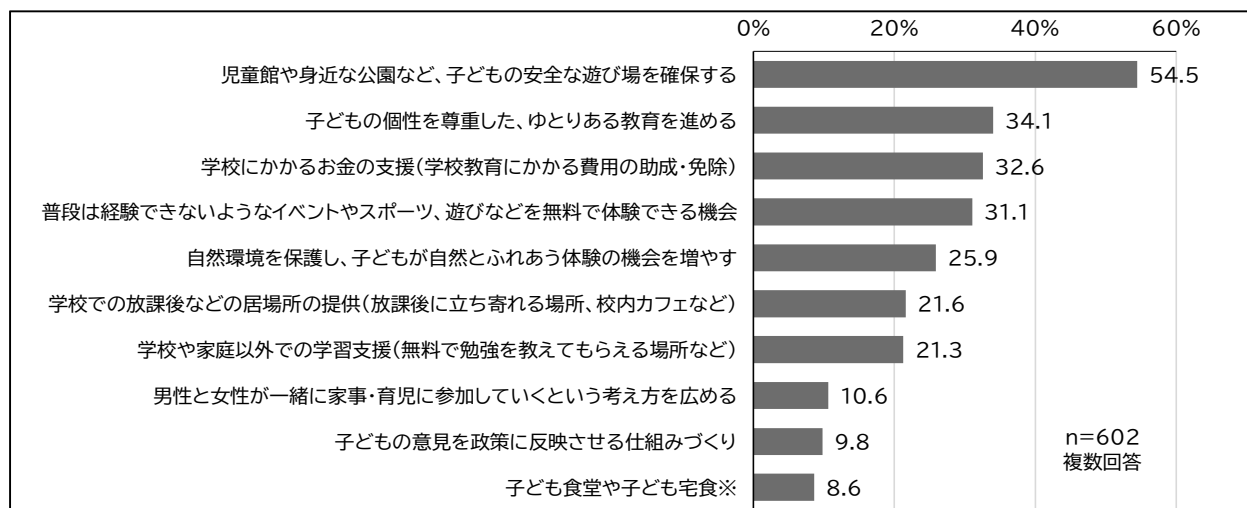
未就学での上位３位の項目は、「出産や育児のしやすい労働条件を促進する」、「保育所や幼稚園などの費用負担を軽減する」、「児童館や身近な公園など、子どもの安全な遊び場を確保する」の順、一方、小学生では「児童館や身近な公園など、子どもの安全な遊び場を確保する」、「子どもの個性を尊重した、ゆとりある教育を進める」、「学校にかかるお金の支援（学校教育にかかる費用の助成免除）」の順となっています。

子どもを健やかに育てるために必要と思われること（上位10項目）

【未就学調査】



【小学生調査】



資料：（仮称）大磯町こども計画策定にかかるニーズ調査（未就学・小学生）

本町における子育て環境や子育て支援の満足度は高く、その背景には、恵まれた自然環境に加えて、気軽の相談できる人や子育て仲間など、身近な親族知人友人といった存在の大きさがうかがえます。

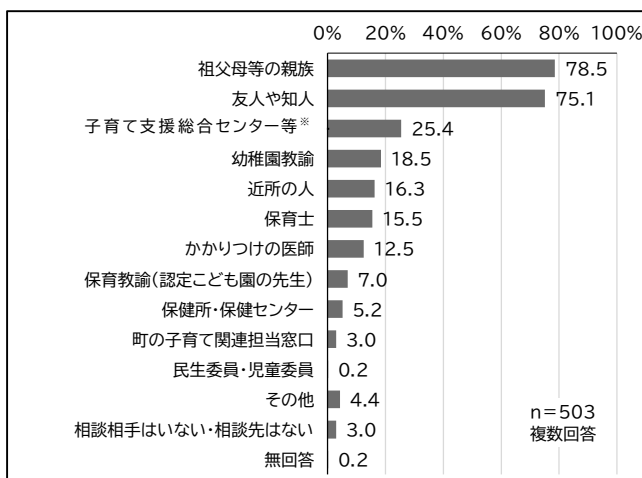
安心して子育てをするためには、「子育て中の親子が集まったり遊べる場を増やす」、「地域の大人たちが連携して、こどもの活動を育成支援する場をつくる」など、地域ぐるみの子育て支援が重要な課題となっています。地域ぐるみの子育て支援を進めることで、ひとり親家庭や相談できる人がいないなど孤立しがちな世帯に対して、孤立させない支援を進めていく必要があります。

（１） 気軽に相談できる人、子育て仲間について

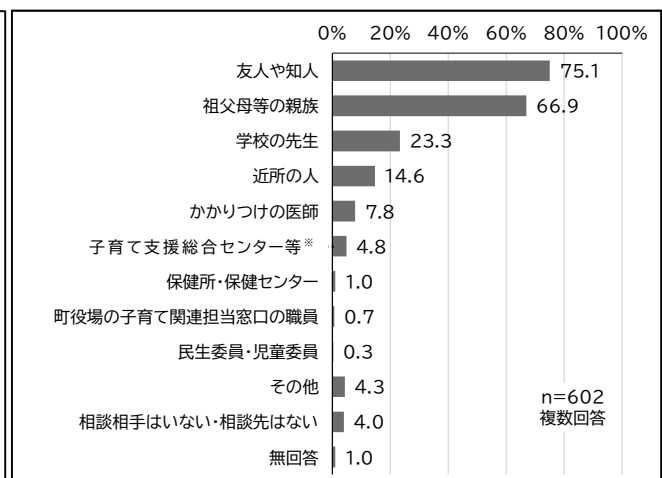
気軽に相談できる人については、未就学では「祖父母等の親族」と「友人や知人」が７割以上で高く、小学生では「友人や知人」が７割、「祖父母等の親族」が６割台挙げられていること、子育ての仲間については、９割以上の方がくいる>としていることから、身近な親族知人友人といった存在の大きさがうかがえます。

気軽に相談できる人

【未就学調査】

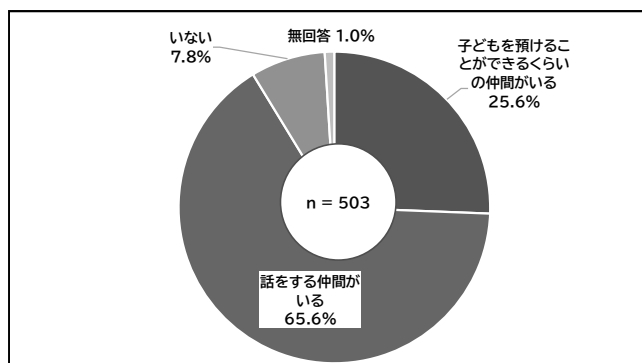


【小学生調査】

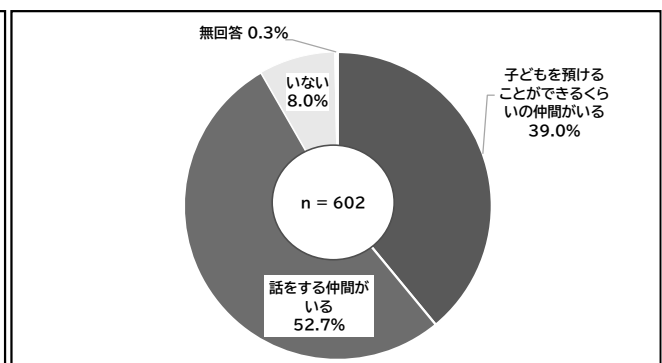


※ 子育て支援総合センター（めばえ） 子育て支援センター（すくすく） つどいの広場

【未就学調査】



【小学生調査】



資料：（仮称）大磯町こども計画策定にかかるニーズ調査（未就学・小学生）

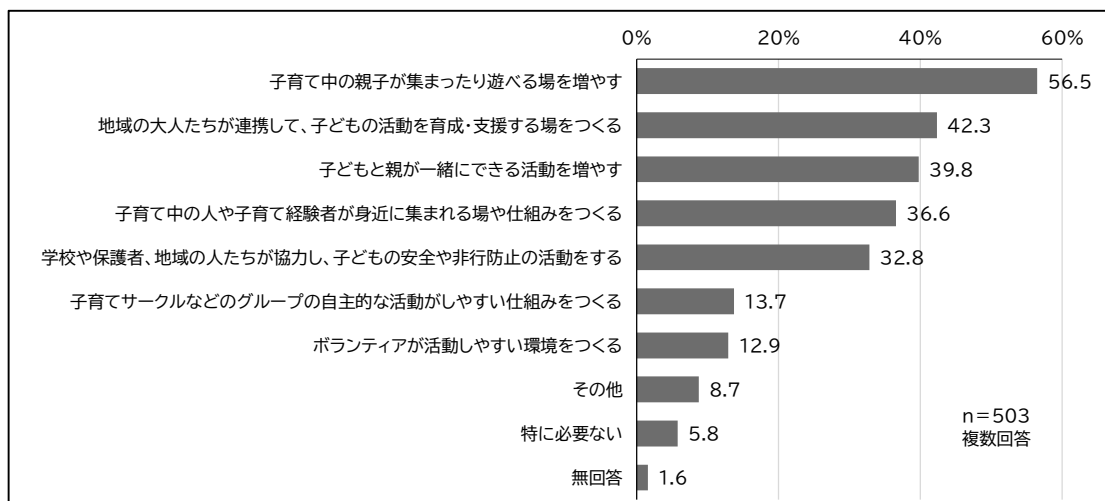
（２） 安心して子育てをするために必要な地域の取組みについて

未就学では、「子育て中の親子が集まったり遊べる場を増やす」が６割弱、「地域の大人たちが連携して、子どもの活動を育成・支援する場をつくる」が４割強となっていることなどからも、地域ぐるみの子育て支援は今後も重要な課題となっています。

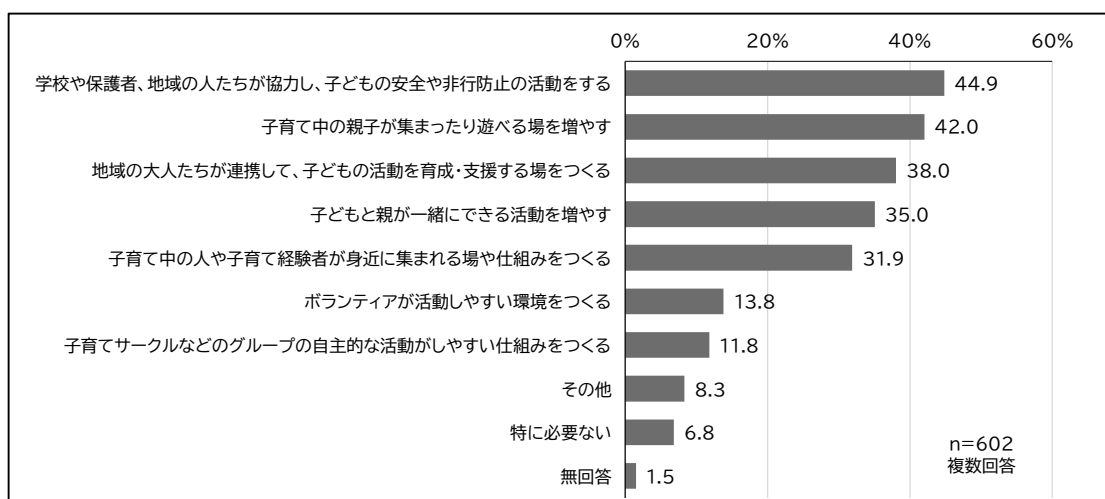
ひとり親家庭（本調査結果では２％、１０名）では、両親のいる家庭に比べて「子どもを預けることができるくらいの仲間がいる」割合が１割（両親のいる家庭は２割～３割）と低く、「いない」が１割いること、相談できる人が「いない」も１割いることなどは地域支援に関する注目すべき結果であり、孤立させないための支援をより一層充実していくことも課題といえます。

安心して子育てをするために必要な地域の取組み

【未就学調査】



【小学生調査】

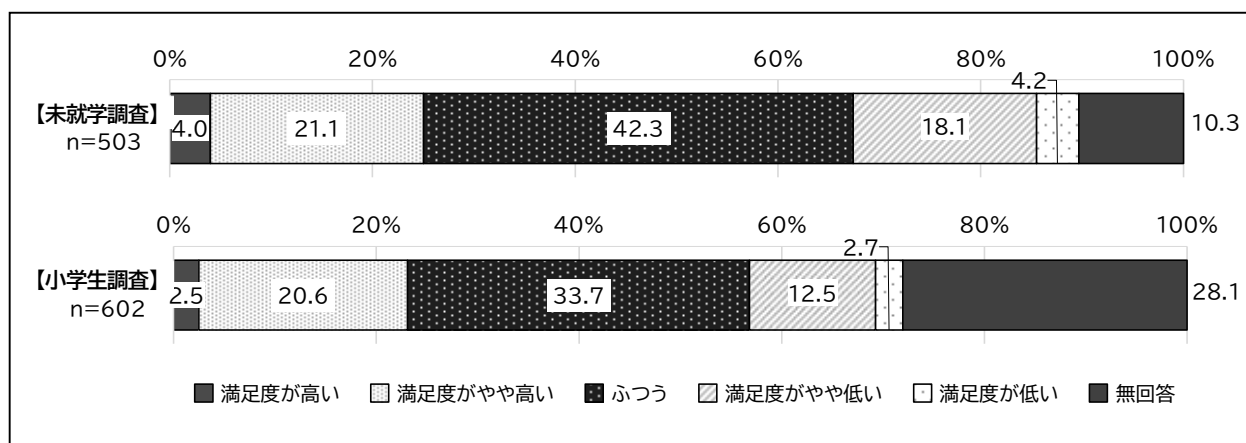


資料：（仮称）大磯町こども計画策定にかかるニーズ調査（未就学・小学生）

(3) 子育ての環境や支援の満足度について

未就学、小学生ともに、「ふつう」が3～4割で最も高く、次いで「満足度がやや高い」が2割代、「満足度がやや低い」が1割代の順となっています。「満足度が高い」、「満足度がやや高い」のどちらも小学生より未就学の方が高く、子育ての環境や支援の満足度は、小学生より未就学の方が高くなっています。

子育ての環境や支援の満足度

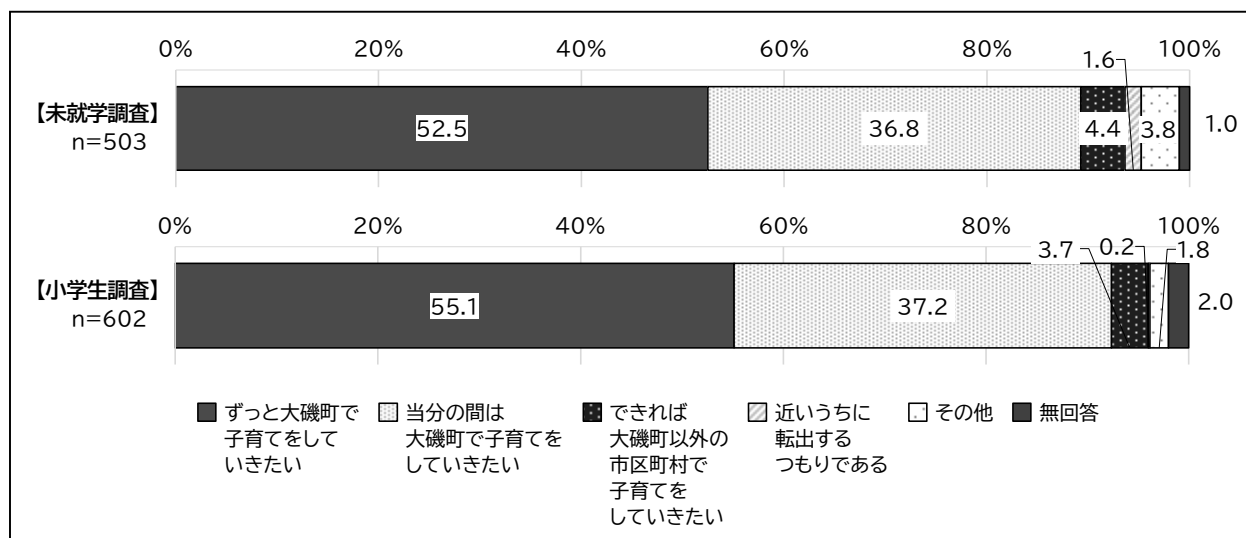


資料：（仮称）大磯町こども計画策定にかかるニーズ調査（未就学・小学生）

(4) 今後も、大磯町で子育てをしていきたいと思うか

「ずっと大磯町で子育てをしていきたい」、「当分の間は大磯町で子育てをしていきたい」のどちらも未就学より小学生の方が高く、大磯町で子育てをしていきたいという思いは、未就学より小学生の方が高くなっています。

今後も、大磯町で子育てをしていきたいと思うか



資料：（仮称）大磯町こども計画策定にかかるニーズ調査（未就学・小学生）

6 子育て支援サービスの状況と課題

「第2期大磯町子ども笑顔かがやきプラン」では、人口減少や少子高齢化など、こどもを取り巻く環境が大きく変化する中、様々な施策に取り組んできました。その結果、「今後も大磯町で子育てをしたい」人が、未就学児、就学児ともに9割近くに達しています。

しかし、各サービスをみると、保育需要に対して供給不足が見込まれ、放課後児童クラブでは確保方策を超える利用ニーズが見込まれています。また、要支援要保護児童等支援事業等では引き続き、早期発見、適切な保護と対応が必要です。

様々な支援サービスを実施する中で、利用率の低いサービスもあり、広く知っていただく工夫を引き続き行っていく必要があります。

併せてこれまで実施できていないサービスの実施に向けた検討、町独自では難しいサービスについては、周辺の自治体との協力連携を図って進めていくことも検討が必要です。

1. 第2期大磯町子ども笑顔かがやきプランの総括

令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「第2期大磯町子ども笑顔かがやきプラン」は、毎年度、記載されている事業及び量の見込と確保方策について、進行管理を実施しています。令和4年度には量の見込と確保方策について、中間評価を行い、見込み及び確保方策の修正を行いました。

令和6年度は計画期間最終年度ではありますが、次期計画へとつなげていく必要があることから、現時点（令和2年度～5年度）までの総括を行うものです。

（1）基本方針及び計画の目標値

第2期大磯町子ども笑顔かがやきプランでは、基本方針として①安心して子どもを産み、育てられる子育て環境づくりの促進、②家庭、地域、行政が連携し子どもを育てていく体制づくりの促進、③多様な保育サービスなど子育て支援機能の充実を掲げています。また、計画の目標値としては、0～14歳人口の割合を評価指標としています。

令和5年度においては、目標値11.5%に対し、10.8%と、0.7ポイント下回る結果となっています。計画期間である令和2年度からみても徐々に減少しています。

	評価指標	単位	現況	R2	R3	R4	R5	R6	目標
実績	0～14歳の人口割合	%	11.5 (H30)	11.1	11.1	10.9	10.8		11.5

2. 計画事業の進行状況

(1) 年度別評価の推移

事業ごとにみると、令和2年度61事業がAであったのに対し、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により事業の縮小や中止があったため、57と減少しています。令和5年度は67事業がAとなっています。

事業評価がCであるものについては、子育て短期支援事業の実施に向けた環境整備（保護者が病気になった場合などに一時的に児童を短期間（7日間程度）預かる「ショートステイ」の施設）と「認定こども園関係」となっています。

年 度	評 価			事業数
	A	B	C	
令和2年度	61	33	1	95
令和3年度	56	38	1	95
令和4年度	57	34	4	95
令和5年度	67	25	3	95

【参考】

- A 事業目標を達成した。または達成した事業を継続的に実施できている。
- B 事業目標に達していないが、概ね成果があった。
- C 事業が未着手、または検討段階にある。

(2) 基本目標別の事業評価

基本目標ごとの事業評価（A + B）を見ると、令和5年度の基本目標23は、計画開始年度の令和2年度と比較して達成数を上回っており、基本目標146では同程度の達成となっています。一方、同期間を比較して達成数を下回った基本目標5の理由は、「認定こども園関係」となっています。

基本目標		R2	R3	R4	R5	項目数
1	子どもたちの生きる力を育む環境づくり	18	9	18	18	19
2	子どもの心豊かな成長を育む環境づくり	13	7	17	16	16
3	子育て家庭にとって安全で安心なまちづくり	22	8	23	23	23
4	地域が支える子育て環境づくり	13	7	13	13	14
5	子育てと仕事の両立支援	12	4	11	11	12
6	心配りが必要な子どもたちへの支援	11	3	11	11	11

令和7年3月 発行

編集 大磯町 町民福祉部 子育て支援課

制作 ●●●●